

令和5年度

退職者のしおり

香川県教育委員会事務局健康福利課
公立学校共済組合香川支部
(一財)香川県教職員互助会

「退職」は、誰もがいつかは迎える人生の節目です。健康福利課では、退職手当、共済年金、医療保険等の退職に伴って必要となる重要な事項について、その概要や手続きを取りまとめ「退職者のしおり」として、この冊子を作成しました。

この冊子を参考にして退職に伴う諸手続きが円滑に行われることを願っております。

なお、事務手続その他疑問な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

令和6年1月

香川県教育委員会事務局健康福利課長

〒760-8582 高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 電話（087）831-1111（代）

○担当及び内線番号

退職手当担当	内線	5378	直通（087）832-3797
年金担当（退職届書）	内線	5375	直通（087）832-3795
短期給付担当（任意継続）	内線	5372	直通（087）832-3792
保健福祉担当（宿泊施設特別利用者証等）	内線	5374	直通（087）832-3794
貸付担当	内線	5373	直通（087）832-3793
互助会担当	内線	5376	直通（087）832-3796

目 次

提出書類一覧表	1
令和6年4月1日 任用ごとの必要な手続きについて	2

退職手当

退職手当受給のための提出書類	8
退職手当の受取方法	9
退職手当の提出書類チェックリスト	10
退職手当の概要	12
支給割合表	15
調整額に関する職員の区分	16
退職手当支給申出書等の記入例	18
口座情報確認書類	22
【様式】退職手当支給申出書	23
【様式】令和6年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	24
【様式】再就職に関する申立書	26

共済組合の年金

公的年金制度のしくみ	27
65歳までの年金のしくみ	28
65歳からの年金のしくみ	29
障害年金のしくみ	31
遺族年金のしくみ	33
年金の併給調整	33
雇用保険法による給付との併給調整	33
在職中の者に対する年金（在職老齢年金）一部支給停止	34
年金関係の諸手続きについて	36
その他（共通事項）	39
（生年月日が昭和35年4月1日以前の者に関する事項）	40
（生年月日が昭和35年4月2日以降の者に関する事項）	40
年金関係の提出書類一覧表	42
【記入例】退職届書	43
【記入例】就職予定調査票	44

退職後の国民年金制度

国民年金の被保険者の種類	45
国民年金等への加入（退職者）	45

第3号被保険者の手続き	45
-------------	----

短 期 給 付

組合員証等の返還	46
退職後の医療保険制度	46
公立学校共済組合の任意継続組合員制度に加入する場合	48
家族が加入している健康保険の被扶養者になる場合	51
国民健康保険に加入する場合	52
就職先の健康保険に加入する場合	52
組合員資格喪失証明書	53
退職後の傷病手当金	53
【様式】任意継続組合員申出書	54
【様式】任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書	55
【様式】預金口座振替依頼書	56
【様式】預金口座振替申込書	57
【様式】組合員（被扶養者）資格喪失証明書交付申請書	58
記入例	59
退職（任意継続組合員の資格喪失）後の短期給付	63
国民健康保険制度	64

保 健 福 祉 事 業

宿泊・保養施設の利用	65
その他（財形貯蓄等の解約）	66
（共済貸付金の償還）	66
（WEB版QUPiO Plusの利用停止）	66
（福祉保険制度（ファミリー一年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱い）	67
（アイリスプランの取扱い）	69
退職後も健康管理を続けましょう！（特定健康診査・特定保健指導の実施）	70

互 助 会

退職餉別金の給付	71
その他（会員証の返還）	71
（互助会貸付金の償還）	71
（思い出記念旅行補助金認定通知書）	71
記入例 退職餉別金請求書	72
【様式】退職餉別金請求書	73

提 出 書 類 一 覧 表

①	退職手当 (県費職員のみ対象) ※保健医療大学は除く ※暫定再任用職員は除く	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当支給申出書 (P23) ・退職所得の受給に関する申告書・ 退職所得申告書 (P24) ・再就職に関する申立書 (P26) ・口座情報確認書類 (P22) ・履歴書又は人事記録カードの写し 	提出〆切 R6.2.26 (月)
②	年金	<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日が S35.4.1 以前の者 P42参照 ・生年月日が S35.4.2 以降の者 P42参照 	提出〆切 R6.4.8 (月)
③	短期給付	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員申出書 (P54) ・任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書 (P55) ・預金口座振替申込書 (P57) 	提出〆切 R6.4.8 (月)
④	互助会 (県費職員のみ対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・退職餉別金請求書 (P73) 	提出〆切 R6.2.26 (月)

※ 履歴書または人事記録カードの写しは退職手当用と年金用でそれぞれ必要ですので、2部ご用意ください。

令和6年4月1日 任用ごとの必要な手続きについて

令和6年3月31日に退職または任期満了後、いつからどのような任用になるかによって必要な手続きが異なっています。

下記のページにそれぞれの任用ごとの手続きをご案内していますので、ご確認ください。

令和6年3月31日現在の任用が 暫定再任用フルタイムの者	→	3ページ
令和5年度中に60歳に到達する者 (S38.4.2～S39.4.1生まれの者)	→	4ページ
勧奨退職・自己都合退職の者	→	5ページ
令和6年3月31日現在の任用が 育休任期付き職員の者	→	6ページ
定年退職者 (保健医療大学職員・市町費職員 で定年年齢に達した者)	→	7ページ

令和6年3月31日現在の任用が暫定再任用フルタイムの者

令和6年4月1日からの任用 (注1)
任用はない
暫定再任用フルタイム職員
暫定再任用短時間職員 (20時間以上)
暫定再任用ハーフタイム職員 (20時間未満)
育休任期付き職員
臨時の任用職員
会計年度フルタイム職員
会計年度パートタイム職員 (20時間以上)
会計年度パートタイム職員 (20時間未満)
香川県以外でのフルタイム勤務の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
香川県以外でのフルタイム勤務以外の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
公務員以外 民間勤務

退職手当 (注2)	年金	短期給付	互助会 (注6)
P8参照	P27参照	P46参照	P71参照
→ -	○	○ 注(4)	○
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	○ 注(5)	○
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	○ 注(4)	○
→ -	○ 注(3)	-	○
→ -	○	○ 注(4)	○
→ -	○	○ 注(4)	○

- (注1) 任用開始日が令和6年4月2日以降となる場合は、必要な手続きが変わってきますので、各担当までお問い合わせください。
- (注2) 暫定再任用フルタイム職員は退職手当支給の対象とはなりませんので、手続きは不要です。
- (注3) 正規職員となる場合は、今回の手続きは不要です。4月の人事異動の際に手続きを行ってください。
- (注4) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。家族の被扶養者になる場合や健康保険に加入できる場合には手続き不要です。
- (注5) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。任意継続か国民健康保険のいずれかに加入が必要です。
- (注6) 市町費職員は香川県教職員互助会に未加入であるので、退職賃別金は請求できません。

令和5年度中に60歳に到達する者 (S38.4.2～S39.4.1生まれ)

令和6年4月1日からの任用 (注1)
任用はない
定年前再任用短時間勤務 (20時間以上)
定年前再任用短時間勤務 (20時間未満)
育休任期付き職員
臨時の任用職員
会計年度フルタイム職員
会計年度パートタイム職員 (20時間以上)
会計年度パートタイム職員 (20時間未満)
香川県以外でのフルタイム勤務の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
香川県以外でのフルタイム勤務以外の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
公務員以外 民間勤務

退職手当	年金	短期給付	互助会 (注6)
P8参照	P27参照	P46参照	P71参照
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○	○	-	-
→ ○	○	○ 注(5)	○
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ ○	○	-	-
→ ○	○	-	-
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○ 注(2)	○ 注(3)	-	○
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○	○	○ 注(4)	○

- (注1) 任用開始日が令和6年4月2日以降となる場合は、必要な手続きが変わってきますので、各担当までお問い合わせください。
- (注2) 再就職先で退職手当を引き継ぐことができる場合、退職手当の支給はありません。
提出書類3「再就職に関する申立書」及び5「履歴書の写し」のみ提出してください。
- (注3) 正規職員となる場合は、今回の手続きは不要です。4月の人事異動の際に手続きを行ってください。
- (注4) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。家族の被扶養者になる場合や健康保険に加入できる場合には手続き不要です。
- (注5) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。任意継続か国民健康保険のいずれかに加入が必要です。
- (注6) 市町費職員は香川県教職員互助会に未加入であるので、退職賃別金は請求できません。

勧奨退職・自己都合退職の者

令和6年4月1日からの任用 (注1)	
任用はない	
育休任期付き職員	
臨時的任用職員	
会計年度フルタイム職員	
会計年度パートタイム職員 (20時間以上)	
会計年度パートタイム職員 (20時間未満)	
香川県以外でのフルタイム勤務の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)	
香川県以外でのフルタイム勤務以外の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)	
公務員以外 民間勤務	

退職手当	年金	短期給付	互助会 (注5)
P8参照	P27参照	P46参照	P71参照
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ ○	○	-	-
→ ○	○	-	-
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○ 注(2)	○ 注(3)	-	○
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○	○	○ 注(4)	○

- (注1) 任用開始日が令和6年4月2日以降となる場合は、必要な手続きが変わってきますので、各担当までお問い合わせください。
- (注2) 再就職先で退職手当を引き継ぐことができる場合、退職手当の支給はありません。
提出書類3「再就職に関する申立書」及び5「履歴書の写し」のみ提出してください。
- (注3) 正規職員となる場合は、今回の手続きは不要です。4月の人事異動の際に手続きを行ってください。
- (注4) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。家族の被扶養者になる場合や健康保険に加入できる場合には手続き不要です。
- (注5) 市町費職員は香川県教職員互助会に未加入であるので、退職賃別金は請求できません。

令和6年3月31日現在の任用が育休任期付き職員の者

令和6年4月1日からの任用 (注1)
任用はない
香川県正規職員
育休任期付き職員
臨時の任用職員
会計年度フルタイム職員
会計年度パートタイム職員 (20時間以上)
会計年度パートタイム職員 (20時間未満)
香川県以外でのフルタイム勤務の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
香川県以外でのフルタイム勤務以外の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
公務員以外 民間勤務

退職手当	年金	短期給付	互助会 (注5)
P8参照	P27参照	P46参照	P71参照
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ -	-	-	-
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ ○	○	-	-
→ ○	○	-	-
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○ 注(2)	○ 注(3)	-	○
→ ○	○	○ 注(4)	○
→ ○	○	○ 注(4)	○

- (注1) 任用開始日が令和6年4月2日以降となる場合は、必要な手続きが変わってきますので、各担当までお問い合わせください。
- (注2) 再就職先で退職手当を引き継ぐことができる場合、退職手当の支給はありません。
提出書類3「再就職に関する申立書」及び5「履歴書の写し」のみ提出してください。
- (注3) 正規職員となる場合は、今回の手続きは不要です。4月の人事異動の際に手続きを行ってください。
- (注4) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。家族の被扶養者になる場合や健康保険に加入できる場合には手続き不要です。
- (注5) 市町費職員は香川県教職員互助会に未加入であるので、退職賃別金は請求できません。

定年退職者
(保健医療大学職員・市町費職員で定年年齢に達した者)

令和6年4月1日からの任用 (注1)	
任用はない	
暫定再任用フルタイム職員	
暫定再任用短時間職員 (20時間以上)	
暫定再任用ハーフタイム職員 (20時間未満)	
育休任期付き職員	
臨時的任用職員	
会計年度フルタイム職員	
会計年度パートタイム職員 (20時間以上)	
会計年度パートタイム職員 (20時間未満)	
香川県以外でのフルタイム勤務の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)	
香川県以外でのフルタイム勤務以外の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)	
公務員以外 民間勤務	

退職手当 (注2)	年金	短期給付	互助会 (注6)
P8参照	P27参照	P46参照	P71参照
→ -	○	○ 注(4)	○
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	○ 注(5)	○
→ -	-	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	-	-
→ -	○	○ 注(4)	○
→ -	○ 注(3)	-	○
→ -	○	○ 注(4)	○
→ -	○	○ 注(4)	○

- (注1) 任用開始日が令和6年4月2日以降となる場合は、必要な手続きが変わってきますので、各担当までお問い合わせください。
- (注2) 保健医療大学職員の退職手当は知事部局での手続きとなりますので、提出不要です。
市町費職員の退職手当については、各市町での手続きとなりますので、提出不要です。
- (注3) 正規職員となる場合は、今回の手続きは不要です。4月の人事異動の際に手続きを行ってください。
- (注4) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。家族の被扶養者になる場合や健康保険に加入できる場合には手続き不要です。
- (注5) 短期給付（任意継続）は希望者のみ。任意継続か国民健康保険のいずれかに加入が必要です。
- (注6) 市町費職員は香川県教職員互助会に未加入であるので、退職賃別金は請求できません。

退職手当

(県費職員のみ対象)

※保健医療大学は除く

※暫定再任用職員は除く

退職手当受給のための提出書類

1. 提出書類

番号	提出書類名	部数	備考	頁
1	退職手当支給申出書	1	「現金払」の場合は、請求印の押印が必要です	P23
2	退職所得の受給に関する申告書／退職所得申告書	1		P24
3	再就職に関する申立書	1	退職手当が通算される場合も提出してください	P26
4	口座情報確認書類	1	通帳の写し、キャッシュカードのコピー等 口座振替払を選択する方のみ提出が必要です	P22
5	所属に保管する履歴書の写し*	1	A4に拡大・両面複写したもの(原本証明は不要) 年金請求用とは別に1部必要です 退職手当が通算される場合も提出してください	P39

※ 履歴事項は、令和6年1月1日の発令まで記入されていることを確認してください。
令和6年3月31日の退職に係る発令（最終事項）をご自身で追記しておいてください。
(記入方法はP39を参照)

2. 書類の作成について

1～3の書類は、P18～P21の記入例を参考に作成してください。
退職手当の受取方法で口座振替払を選択される場合は、P22を参考に4の書類を提出してください。

3. 記入上の留意点

- ・黒のインキ又はボールペンで記入してください。
- ・数字は、全て「アラビア数字」で表示してください。
- ・書類の「提出日付」は、退職日（令和6年3月31日）を記入してください。
- ・書類の「現住所」は、退職日（令和6年3月31日）時点の住所を記入してください。
4月以降に住所変更の予定がある場合は、1の備考欄に変更日と変更後の住所を記入してください。
- ・記入ミス等で書類を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消して上から訂正印を押印し、正しい内容が分かるように記入してください。

4. 転居及び改姓の予定がある場合

退職後1か月以内に転居の予定や改姓の見込みがある方は、1「退職手当支給申出書」の備考欄に変更予定年日と変更後の住所・氏名を必ず記入してください。

退職手当の支払予定日等をお知らせする文書は、転居日以降は転居先の住所宛に郵送しますので、郵便物が届いても困らない住所をご記入ください。

改姓の見込のある方は、退職手当の支払日（4月末）まで使用できる口座の情報を記入してください。書類提出後、口座情報等の変更がある場合には、速やかにご連絡をお願いします。

退職手当の受取方法

1. 受取方法の選択

退職手当は次のいずれかの方法で受け取ることができます。

① 口座振替払（漁協を除く金融機関）

（ゆうちょ銀行を希望する場合は振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です）

② 現 金 払（百十四銀行本支店の窓口で受け取る方法）

2. 支払予定日等の通知

4月中旬頃に、退職手当の支払予定日をお知らせする書類を健康福利課から送付します。その際に「退職手当裁定通知書」、「退職手当支払明細書」、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を同封します。

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、令和6年度分の確定申告や年金払い退職給付の請求の際に必要になる場合がありますので、大切に保管しておいてください。（年金払い退職給付についてはP30を参照）

3. 支払いについて

口座振替払を選択した方は、支払予定日に指定の口座に入金されます。

現金払を選択した方には、2に記載している支払予定日の通知等とは別に、香川県出納局から「支払案内書」が送付されますので、支払案内書、請求印（退職手当支給申出書に押印したもの）、本人であることを確認できるもの（運転免許証等）を持って、百十四銀行の指定した本支店窓口で受領してください。

なお、郵送の関係で「支払案内書」が支払日の翌日以降に届く場合があります。

退職手当の提出書類チェックリスト

提出前に各項目を必ず確認してください。

1 退職手当支給申出書

- 日付（令和6年3月31日）、住所、氏名、職員番号を記入している。
- 記入した現住所は「2 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」に記入した現住所と一致している。
- 支払方法の欄に○印をつけている。
 - (口座振替払の場合)
 - 振込口座の情報を正しく記入している。
(ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座番号等を記入している。)
 - (現金払の場合)
 - 「印影届」欄（3か所）に請求印と同じ印を押している。
 - 「退職後連絡がつく電話番号」欄に電話番号を記入している。
- 転居する予定や改姓の見込みがある場合、備考欄に記入している。
 - ・転居する予定がある場合 → 転居予定日及び転居先住所（郵便番号）
 - ・改姓の見込みがある場合 → 変更予定日及び改姓後の氏名

2 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

- 左上に退職日付（令和6年3月31日）と届出市町名を記入している。
- 現住所と氏名を記入している。内容は「1 退職手当支給申出書」に記入した内容と一致している。
- その年の1月1日現在の住所には、令和6年1月1日現在の住民票の住所を記入している。（現住所と同じであれば 同上 と記入している。）
- 記入例を参考に、A欄に必要事項を記入している。
(該当がある場合には、B欄以下も記入している。)

3 再就職に関する申立書

- 日付（令和6年3月31日）、元所属名、職名、職員番号、氏名を記入している。
- (ア) 再就職する（予定）の場合
再就職予定先の情報を記入している。

4 (口座振替払の場合) 口座情報確認書類

- A4サイズの用紙にコピーしている。
- ①口座名義、②金融機関名、③支店名、④口座種別、⑤口座番号が確認できる。

5 履歴書

- A4に拡大・両面複写されている。
- 令和6年1月1日までの発令が記入されている。

令和6年3月31日付けの退職に係る発令を、末尾に自分で記入している。

- 定 年 → 「地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職」
- 勧 奨 | (事務局職員、県立学校事務職員) 「願いにより本職を免ずる」
- 自己都合 | (小・中教職員、県立学校教員) 「辞職を承認する」
- 任期満了 → 記入不要
(「任用期間は令和6年3月31日までとする」の発令を確認)

退職手当の概要

1. 退職手当額の算定

退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額となります。

$$\boxed{\text{退職手当額}} = [\text{退職日の給料の月額} \times (\text{退職事由別・勤続年数別支給率} \times \text{調整率})] + \boxed{\text{調整額}}$$

※以下、波線部を「支給割合」という。

基本額

(1) 退職日の給料の月額

退職日の「給料月額」、「教職調整額」、「給料の調整額」の合計額です。

(2) 定年前早期退職の特例制度

下記の要件をすべて満たすときは、「退職日の給料の月額」が割増される特例措置が講じられます。

○ 特例の要件

- ① 25年以上勤続していること
- ② 退職年度における年齢が、50歳から59歳であること
- ③ 勧奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの

○ 特例措置の計算式

$$(\text{特例による退職日の給料の月額}) = (\text{退職日の給料の月額}) \times [1 + \{2\% \times (60\text{歳までの残年数})\}]$$

(3) 勤続期間

勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間により算出されます。

$$(\text{勤続期間}) = (\text{在職期間}) - (\text{休職等の除算期間})$$

※ 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てられます。

※ 在職期間とは、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数をいいます。

※ 休職等の除算期間は、次表の区分により計算されます。

休職等の区分	除算期間
地方公務員法第55条の2第1項ただし書の事由による休職	
自己啓発等休業	全期間除算
配偶者同行休業	
自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5第1項の規定による休業等)	
地方公務員法第28条の規定による休職	
地方公務員法第29条の規定による停職	1/2に相当する月数を除算
教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業	
育児休業(子が1歳に達した日の翌月以降の期間)	
育児休業(子が1歳に達した日の属する月までの期間)及び育児短時間勤務	1/3に相当する月数を除算

※平成4年度より前に取得した育児休業の期間は1/2の除算となります。

(4) 支給割合

支給割合表（P15）を参照。

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

※ 定年の定めのない者（臨時の任用職員や任期付職員など）、定年引上げ前の定年が65歳である者には適用されません。

(5) 退職手当の基本額に係る特例（ピーク時特例）

在職期間中に給料月額が減額されたことがある（※給料月額の減額改定を除く）場合、退職手当の基本額の算定について特例が設けられています。定年引上げに伴い、60歳以降の期間の給与が7割措置される場合にも適用されます。

○ 特例措置の計算式

退職日の給料の月額が在職期間中の給料の月額のピーク（特定減額前給料月額）を下回った場合、ピーク時までの期間とピーク時後から退職までの期間に分けて基本額を計算します。

$$(\text{特例による退職手当の基本額}) = A + B + C$$

$$A = (\text{ピーク時の給料月の額}) \times (\text{ピーク時までの勤続期間による支給割合})$$

$$B = (\text{7割措置前の給料の月額}) \times \{(\text{特定日}(\text{※})\text{の支給割合}) - (\text{ピーク時までの支給割合})\}$$

$$C = (\text{退職日の給料月額}) \times \{(\text{退職日の支給割合}) - (\text{特定日までの支給割合})\}$$

※ 特定日とは、60歳に達した日後の最初の4月1日をいいます。

※ 退職事由は、その者が実際の退職事由と同一の理由で退職したものと仮定します。

(6) 調整額

在職期間の初日の属する月から末尾の属する月までの各月ごとに、その者が属していた職員の区分に応じて定める額（調整月額）のうち、その額がたかいものから合計60月分を調整額として支給します。（調整額に関する職員の区分 P16 参照）

(7) 経過措置

退職手当制度が平成18年4月1日に大きく改正されたことに伴い、施行日前日退職手当額を保障する経過措置が設けられています。（平成18年3月31日時点で計算した退職手当額が、退職日の手当額より多い場合が対象）

2. 退職手当額から控除されるもの

(1) 所得税、住民税（県民税、市町村民税）

退職手当は、他の所得とは切り離して所得税と住民税（県民税、市町村民税）が徴収されます。

(2) 住民税の残税

住民税は、所得のあった翌年の6月から翌々年の5月までの12月間に分割して給与から特別徴収されるため、退職日時点で徴収未済となる4・5月分の住民税（住民税残税）が退職手当から一括徴収されます。

(3) 共済貸付弁済金

共済組合から貸付を受け、退職時までに償還が終わっていない場合は、未償還額とその利息が退職手当額から控除されます。(※注 互助会貸付弁済金については控除されません。)

3. 失業者の退職手当

公務員は雇用保険法の適用対象外ですが、退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付相当額よりも少い場合で、受給要件を満たしたときは、その差額に相当する額を失業者の退職手当として失業の認定を受けた日分について支給します。

申請を希望する場合は、会員専用ホームページ「香川県教職員福利厚生サポートページ」の「失業者の退職手当」の項目をご確認いただき、所属を通じて申請書類を提出してください。

(受給要件)

- ① 原則、勤続期間12月以上で退職したこと。
- ② 退職手当の額が雇用保険法の規定による ^{*1}基本手当の支給総額に満たないこと。
- ③ 退職日の翌日から起算して^{*2}1年以内の期間内に失業していること。
- ④ ^{*3}待期日数を超えて失業していること。
- ⑤ 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。

(注) * 1 (基本手当の支給総額) = (基本手当日額) × (所定給付日数)

* 2 出産、傷病等により求職活動ができない場合は当該期間を加算 (4年以内)

* 3 (待期日数) = (一般的な退職手当額) ÷ (基本手当日額) ←端数切捨て

4. その他

詳しい制度の内容については、「香川県教職員福利厚生サポートページ」をご覧ください。

「香川県教職員福利厚生サポートページ」 (<https://kgbenefit.jp>)

ログインID：117117117（半角） パスワード：benefiT（Tのみ大文字）

こんなときどうする > 退職・死亡 > 退職したとき > 退職金（退職手当）

失業者の退職手当



支給割合表 (H30. 4. 1 ~)

勤続期間	退職事由						
	自己都合	公務外傷病	公務外死亡・通勤傷病	定年・勧奨任期満了	(S60. 3. 31在職者に限る) 勤続10年以上 ①定年 or ②50歳以上勧奨	整理・ 公務上死亡・ 公務上傷病	公署移転
1	0.5022	0.837	0.837	0.837		1.2555<3.6a>	1.04625
2	1.0044	1.674	1.674	1.674		2.511<4.5a>	2.0925
3	1.5066	2.511	2.511	2.511		3.7665<5.4a>	3.13875
4	2.0088	3.348	3.348	3.348		5.022<5.4a>	4.185
5	2.511	4.185	4.185	4.185		6.2775	5.23125
6	3.0132	5.022	5.022	5.022		7.533	6.2775
7	3.5154	5.859	5.859	5.859		8.7885	7.32375
8	4.0176	6.696	6.696	6.696		10.044	8.37
9	4.5198	7.533	7.533	7.533		11.2995	9.41625
10	5.022	8.37	8.37	8.37	12.555	12.555	10.4625
11	7.43256	9.2907	11.613375	11.613375	13.93605	13.93605	1 1.613375
12	8.16912	10.2114	12.76425	12.76425	15.3171	15.3171	12.76425
13	8.90568	11.1321	13.915125	13.915125	16.69815	16.69815	13.915125
14	9.64224	12.0528	15.066	15.066	18.0792	18.0792	15.066
15	10.3788	12.9735	16.216875	16.216875	19.46025	19.46025	16.216875
16	12.88143	14.3127	17.890875	17.890875	20.8413	20.8413	17.890875
17	14.08671	15.6519	19.564875	19.564875	22.22235	22.22235	19.564875
18	15.29199	16.9911	21.238875	21.238875	23.6034	23.6034	21.238875
19	16.49727	18.3303	22.912875	22.912875	24.98445	24.98445	22.912875
20	19.6695	19.6695	24.586875	24.586875	26.3655	26.3655	24.586875
21	21.3435	21.3435	26.260875	26.260875	27.74655	27.74655	26.260875
22	23.0175	23.0175	27.934875	27.934875	29.1276	29.1276	27.934875
23	24.6915	24.6915	29.608875	29.608875	30.50865	30.50865	29.608875
24	26.3655	26.3655	31.282875	31.282875	31.8897	31.8897	31.282875
25	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075	33.27075	33.27075
26	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735	34.77735	34.77735
27	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395	36.28395	36.28395
28	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055	37.79055	37.79055
29	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715	39.29715	39.29715
30	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375	40.80375	40.80375
31	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035	42.31035	42.31035
32	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695	43.81695	43.81695
33	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355	45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015	46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
36	40.7619	40.7619	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
37	41.7663	41.7663	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
38	42.7707	42.7707	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
39	43.7751	43.7751	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
40	44.7795	44.7795	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
41	45.7839	45.7839	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
42	46.7883	46.7883	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

- (注) 1. <> は最低保障であり、aは給料、扶養手当、これらに対する地域手当の合計額。
 2. 定年退職には、勤務延長された後の退職を含む。
 3. 表中の支給割合は、退職事由別・勤続期間別支給率に調整率を乗じた後の割合を示す。

調整額に関する職員の区分

【平成18年3月までの期間】

区分	調整額		行政職		高等学校等教育職 中学校・小学校教育職		技能職	
	調整 月額 (円)	(12月分) 概数	級	標準 職務	級	適用範囲	級	適用範囲
1	65,000	(78万円)	11	部長級				
2	59,550	(71万円)	10	次長級	(4)	管理職手当16% かつ 期末手当役職段階別加算割合が 100分の20		
3	54,150	(64万円)	9	上級課長 (所属長)	(4)	上記以外の校長		
4	43,350	(52万円)	8	副課長等	(3)	管理職手当12% かつ 教頭歴5年超		
5	32,500	(39万円)	7	補佐級 (課長補佐)	(3)	上記以外の教頭	7	
					(2)	勤続期間35年 (大学4卒)超		
6	27,100	(32万円)	6	副主幹等	(2)	勤続期間30年 (大学4卒)超	6	
7	21,700	(26万円)	5	係長級 (主任)	(2)	勤続期間12年 (大学4卒)超	5	
			4		(1)	勤続期間20年 (高校3卒)超の 実習助手等	4	
8	0	(0)	3	主任主事	(2)	上記以外の者	3	
			2	主事	(1)	上記以外の者	2	
			1	技師			1	

【平成18年4月以降の期間】

区分	調整額		行政職		高等学校等教育職 中学校・小学校教育職		技能職	
	調整 月額 (円)	(12月分) 概数	級	標準 職務	級	適用範囲	級	適用範囲
1	65,000	(78万円)	9	部長級				
2	59,550	(71万円)	8	次長級	(4)	管理職手当 ^{*1} かつ 期末手当役職段階別加算割合が 100分の20		
3	54,150	(64万円)	7	上級課長 (所属長)	(4)	上記以外の校長		
4	43,350	(52万円)	6	課長級 (副課長)	(3)	副校長		
						管理職手当 ^{*2} かつ 教頭歴5年超		
5	32,500	(39万円)	5	上級 課長補佐	(特2)	(3) 上記以外の教頭 (2) 主幹教諭 指導教諭		
						(2) 勤続期間35年 (大学4卒)超		
6	27,100	(32万円)	4	補佐級 (副主幹)	(2)	勤続期間30年 (大学4卒)超	(4) ^{*3}	
7	21,700	(26万円)	3	主任	(2)	勤続期間12年 (大学4卒)超	4	
					(1)	勤続期間20年 (高校3卒)超の 実習助手等	3	
8	0	(0)	2	主任主事	(2)	上記以外の者	2	
			1	主事 技師	(1)	上記以外の者	1	

※1 公立学校職員の給料等の支給に関する規則第20条第1項第1号または第4号に定める額（平成18年度は給料月額の16%）

※2 公立学校職員の給料等の支給に関する規則第20条第1項第3号または第7号に定める額（平成18年度は給料月額の12%）

※3 平成18年4月1日以後適用されている技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第3項の適用を受けていた者は第6号区分となる。

その他の職種については別途問い合わせてください。

- ※ 調整額の算定対象となるのは、平成8年4月1日（施行から10年前）以降の期間
- ※ 調整額を1/2とする者
 - ・勤続期間1年以上4年以下の退職者（自己都合以外）
 - ・勤続期間10年以上24年以下の自己都合退職者
- ※ 調整額を支給しない者
 - ・退職手当の基本額が支給されない者
 - ・勤続期間9年以下の自己都合退職者
 - ・自己の非違による退職者
- ※ 調整額の算定対象期間内に休職期間等があれば除算する。

1. 勤続年数

税法上の勤続年数は、一部例外を除き長期欠勤や休職の期間を含み、1年未満の端数があるときは、その端数を1年に切り上げて勤続年数とします。

2. 所得税の計算

所得税(復興特別所得税を含む)は、「課税対象所得金額」を「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に適用して算出します。

なお、「退職所得の受給に関する申告書、退職所得申告書」を提出しない場合は、退職所得控除額の控除を行わず、退職手当の一率20.42%に相当する額が徴収されます。

(1) 退職所得控除額の速算表

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(注) この金額が80万円以下の場合は80万円とします。また、障害者となったことに直接基づいて退職した場合は、上記の金額に100万円が加算されます。

(2) 課税退職所得金額等の計算

次の式により算出します。

$$(退職手当額 - 退職所得控除額) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額}$$

(注) 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※勤続年数が5年以内の者については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

(3) 退職所得の源泉徴収税額の速算表(所得税)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	((A)×10%-97,500円)×102.1%
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	((A)×20%-427,500円)×102.1%
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	((A)×23%-636,000円)×102.1%
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%
40,000,000円超	45%	4,796,000円	((A)×45%-4,796,000円)×102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

3. 住民税の計算

課税退職所得金額	税率		特別徴収すべき税額	
	県民税	市町村民税	県民税額	市町村民税額
	4%	6%		

(注) 1. 課税退職所得金額((退職手当額-退職所得控除額)×1/2)に、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。

※勤続年数が5年以内の者については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

2. 特別徴収すべき税額(県民税額、市町村民税額)に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

退職手当支給申出書等の記入例

1 退職手当支給申出書の記入例

① 口座振替払の場合

退職手当支給申出書																																																																									
口座振替 の場合																																																																									
令和6年3月31日退職したので、退職手当を下記のとおり支給されるよう申し出ます。																																																																									
退職日を記入すること → 令和6年3月31日																																																																									
<p>香川県教育委員会教育長 殿</p> <p>〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>現住所 高松市〇〇町〇丁目〇番地〇 ← 自宅の住所を記入すること (支払関係書類が送付されます)</p> <p>元所属名 高松市立〇〇小学校</p>																																																																									
<p>元職氏名 教諭 福利 太郎</p> <table border="1" style="float: right; margin-right: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="5">職員番号</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table>										職員番号					1	2	3	4	5																																																						
職員番号																																																																									
1	2	3	4	5																																																																					
<table border="1" style="margin-bottom: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">支払方法を選択</th><th rowspan="2">現金払</th><th colspan="2">口座振替払</th><th rowspan="2">隔地払 県外送金</th></tr> <tr><th>支払方法</th><th>普通</th><th>当座</th></tr> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>○○支店△△出張所の場合は △△出張所のみ記入すること</p> <p>銀行 (支) 店</p>										支払方法を選択		現金払	口座振替払		隔地払 県外送金	支払方法	普通	当座		1	2	3	4																																																		
支払方法を選択		現金払	口座振替払		隔地払 県外送金																																																																				
支払方法	普通		当座																																																																						
	1	2	3	4																																																																					
<table border="1" style="margin-bottom: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">口座番号</th><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>5</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><th colspan="2">口座名義(姓)</th><td>フ</td><td>クリ</td><td>タ</td><td>ロウ</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>お願い</p> <p>申出者本人の名義に限る。姓と名の間は1マス空けること</p>										口座番号		0	0	4	5	8	2	1	口座名義(姓)		フ	クリ	タ	ロウ																																																	
口座番号		0	0	4	5	8	2	1																																																																	
口座名義(姓)		フ	クリ	タ	ロウ																																																																				
<table border="1" style="margin-bottom: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">事務処理欄</th></tr> <tr><td>※ 金融機関コード</td><td>※ 店舗コード</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>(注) ※欄は記入しないこと。</p>										事務処理欄		※ 金融機関コード	※ 店舗コード																																																												
事務処理欄																																																																									
※ 金融機関コード	※ 店舗コード																																																																								
<p>印影届</p>																																																																									
<table border="1" style="margin-bottom: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">1 退職後の再就職予定</td><td colspan="2">必ず記入すること</td><td colspan="4">口座振替の場合は、押印不要</td></tr> <tr><td colspan="2">退職の日又はその翌日に常時勤務に服することを要する地方公務員又は、国家公務員になりますか、なりませんか、いずれかを○で囲んでください。</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td colspan="2">ア なる(再就職先名)</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">イ ならない</td></tr> <tr><td colspan="2">2 退職後連絡がつく電話番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td colspan="2">自宅等 () -</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td colspan="2">3 その他(転居・改姓の予定等)</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td colspan="2">令和6年4月15日 転居予定</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td colspan="2">〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 ●●県 ●●市 ●●町 123-4 〇〇ハイツ 101号</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr> </table> <p>転居予定者・改姓見込みの方はこの欄に 変更年月日・変更後の住所氏名を記入すること (転居先に支払関係書類が送付されます)</p>										1 退職後の再就職予定		必ず記入すること		口座振替の場合は、押印不要				退職の日又はその翌日に常時勤務に服することを要する地方公務員又は、国家公務員になりますか、なりませんか、いずれかを○で囲んでください。								ア なる(再就職先名)				イ ならない				2 退職後連絡がつく電話番号								自宅等 () -								3 その他(転居・改姓の予定等)								令和6年4月15日 転居予定								〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 ●●県 ●●市 ●●町 123-4 〇〇ハイツ 101号							
1 退職後の再就職予定		必ず記入すること		口座振替の場合は、押印不要																																																																					
退職の日又はその翌日に常時勤務に服することを要する地方公務員又は、国家公務員になりますか、なりませんか、いずれかを○で囲んでください。																																																																									
ア なる(再就職先名)				イ ならない																																																																					
2 退職後連絡がつく電話番号																																																																									
自宅等 () -																																																																									
3 その他(転居・改姓の予定等)																																																																									
令和6年4月15日 転居予定																																																																									
〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 ●●県 ●●市 ●●町 123-4 〇〇ハイツ 101号																																																																									
<p>備考</p>																																																																									

② 現金払を申し出た場合（百十四銀行の本支店の窓口で現金を受け取る方法）

※現金払の場合、「支払案内書」が必要となりますが、郵送の関係で支払日より後に届く場合があります。

退職手当支給申出書		現金払の場合															
令和6年3月31日退職したので、退職手当を下記のとおり支給されるよう申し出ます。																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>退職日を記入すること</p> <p>香川県教育委員会教育長 殿</p> <p>〒 <input style="width: 30px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/></p> <p>現住所 高松市〇〇町〇丁目〇番地〇</p> <p>元所属名 高松市立〇〇小学校</p> <p>元職氏名 教諭 福利 太郎</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <p>令和6年3月31日</p> <p>自宅の住所を記入すること (支払関係書類が送付されます)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <th colspan="5">職員番号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 20px;">1</td> <td style="text-align: center; width: 20px;">2</td> <td style="text-align: center; width: 20px;">3</td> <td style="text-align: center; width: 20px;">4</td> <td style="text-align: center; width: 20px;">5</td> </tr> </table> </div> </div>			職員番号					1	2	3	4	5					
職員番号																	
1	2	3	4	5													
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>支払方法を選択</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">支払方法</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">現金払</td> <td colspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">口座振替払</td> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">隔地払 県外送金</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">普通</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">当座</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">銀行 (支)店</p> <p style="text-align: center;">百十四 県庁</p> <p>口座番号 ← <input style="width: 100px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/></p> <p>記入しない</p> <p>口座名義(カカガ) ← <input style="width: 100px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/></p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <p>事務処理欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">※ 金融機関コード</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">※ 店舗コード</td> </tr> <tr> <td><input style="width: 45px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/></td> <td><input style="width: 45px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/></td> </tr> </table> <p>(注) ※欄は記入しないこと。</p> <p>百十四銀行の 本支店に限ります</p> </div> </div>			支払方法	現金払	口座振替払		隔地払 県外送金	普通	当座	1	2	3	4	※ 金融機関コード	※ 店舗コード	<input style="width: 45px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/>	<input style="width: 45px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/>
支払方法	現金払	口座振替払		隔地払 県外送金													
	普通	当座															
1	2	3	4														
※ 金融機関コード	※ 店舗コード																
<input style="width: 45px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/>	<input style="width: 45px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/>																
<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払の方法のうち、希望する方法（口座振替払の場合は、希望する預金種目）の番号を○で囲んでください。 2 口座振替払の場合は、預金口座のある金融機関（漁協を除く。）の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。（預金口座は申出者本人名義のものに限ります。） 3 現金払の場合は、指定金融機関（百十四銀行）の店舗名を記載し、右の「印影届」欄（3箇所）のそれぞれに請求印と同じ印を押してください。 																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>1 退職後の再就職予定</p> <p>退職の日又はその翌日に常時勤務に服することを要する地方公務員又は、国家公務員になりますか、なりませんか、いずれかを○で囲んでください。</p> <p>ア なる（再就職先名） <input style="width: 150px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/> 必ず記入すること) イ ならない</p> <p>2 退職後連絡がつく電話番号</p> <p>自宅等 () - <input style="width: 100px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/></p> <p>3 その他(転居・改姓の予定等)</p> <p>令和6年4月15日 転居予定 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 ●●県 ●●市 ●●町 123-4 〇〇ハイツ101号</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <p>現金を受け取る際に使用する「請求印」を押印のこと</p> <p>転居予定者・改姓見込みの方はこの欄に 変更年月日・変更後の住所氏名を記入すること (転居先に支払関係書類が送付されます)</p> <p>印影届</p> <p>福利</p> <p>福利</p> <p>福利</p> </div> </div>																	

2 退職所得の受給に関する申告書等の記入例

記 入 例（退職所得の受給に関する申告書）

令和6年1月1日現在の住所地の市町名を記入する		退職手当支給申出書と同じ住所を記入する (退職日の住所)	
退職日を記入する		退職年を記入する	
令和6年3月31日 高松 税務署長 高松 市町村長 殿		令和6年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
退職手当の支払者の住所	所在地 (住所)	現住所	〒760-8582 高松市天神前6-1 天神前分庁舎
	名称 (氏名)	氏名	〒000-0000 高松市〇〇町〇〇丁目〇〇番
個人番号			
その年の1月1日現在の住所 同上			
令和6年1月1日現在の住民票上の住所を記入			

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)						
A	① 退職手当等の支払を受けることになった年月日	令和6年3月31日	この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 R6年3月31日	年	
	② 退職の区分等	③ 退職日を記入する	有無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	
	④ 退職の区分等 一般・障害の区分 一般・障害	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年		
	⑤ 退職の区分等 生活扶助の有無 有・無	うち 短期勤続期間との重複勤続期間	無 至 年 月 日	年		
		うち 短期勤続期間	有 至 年 月 日	年		
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。		記入しないこと				
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日	裏面「申告書の書き方」の2を参照			
	前回支給された退職手当の勤続期間を記入する	2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。 また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。				
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載)	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日				
	前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老職手当等の支払を受けた場合に記載)	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日				

B又はCの退職手当等がある場合には、E欄にも記載してください。								
区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額(円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)	
E	一般 R〇・3・31	230,000	0	0	0 R〇・4・21	一般・障害	高松市番町四丁目1番10号 香川県知事	
	特定役員	BまたはCの対応する欄に、退職手当の源泉徴収票に記載されている内容を記入すること					一般・障害	
	短期					一般・障害		
	C R〇・3・31	230,000	0	0	0 R〇・4・21	一般・障害	高松市番町四丁目1番10号 香川県知事	

この申告書を作成する年の、前年以前4年内に退職手当等の支給を受けたことがある場合には、B以下の該当する各欄に記載が必要です。

退職年と同一年に支払を受けた場合はB欄、それ以前ならC欄に記入してください。

3 再就職に関する申告書の記入例

再就職に関する申立書（退職手当関係）

香川県教育委員会教育長 殿

退職日を記入すること		令和 6年 3月31日	
元所属名	高松市立〇〇小学校	職名	教諭
職員番号	12345	氏名	福利 太郎

退職後の再就職について次のとおり申し立てます。

いずれかに○をつけること 退職の日又はその翌日に	具体的に決まっていなければ、イを選択する 任用に空白がある場合も、イを選択する
ア 再就職する（予定）	イ 再就職しない (いずれかに○を付けてください)
・ アに○を付けるに該当するものに○をつけること さい。	
再就職予定先 (該当するものに○を付けてください)	
A 香川県費職員として再就職 (県から給与を受ける市町立小中学校教職員を含む) <ul style="list-style-type: none"> 1 暫定再任用職員 2 定年前再任用短時間勤務職員 3 常勤職員 (任期付職員、臨時の任用職員 等) 4 非常勤職員 (会計年度任用職員 等) 	
B 香川県以外の公務員に再就職 (地方公社、若しくは公庫等の職員含む) <p>【勤務形態】 常勤 · 非常勤</p> <p>【就職先】 〇〇県、〇〇市 (〇〇小学校) ← 再就職先の自治体名等を記入する (決まっていれば学校名等も)</p> <p>【職名等】 教諭、講師、事務職員、会計年度任用職員 等</p>	
C 公務員以外に再就職 (民間の専門学校 等)	

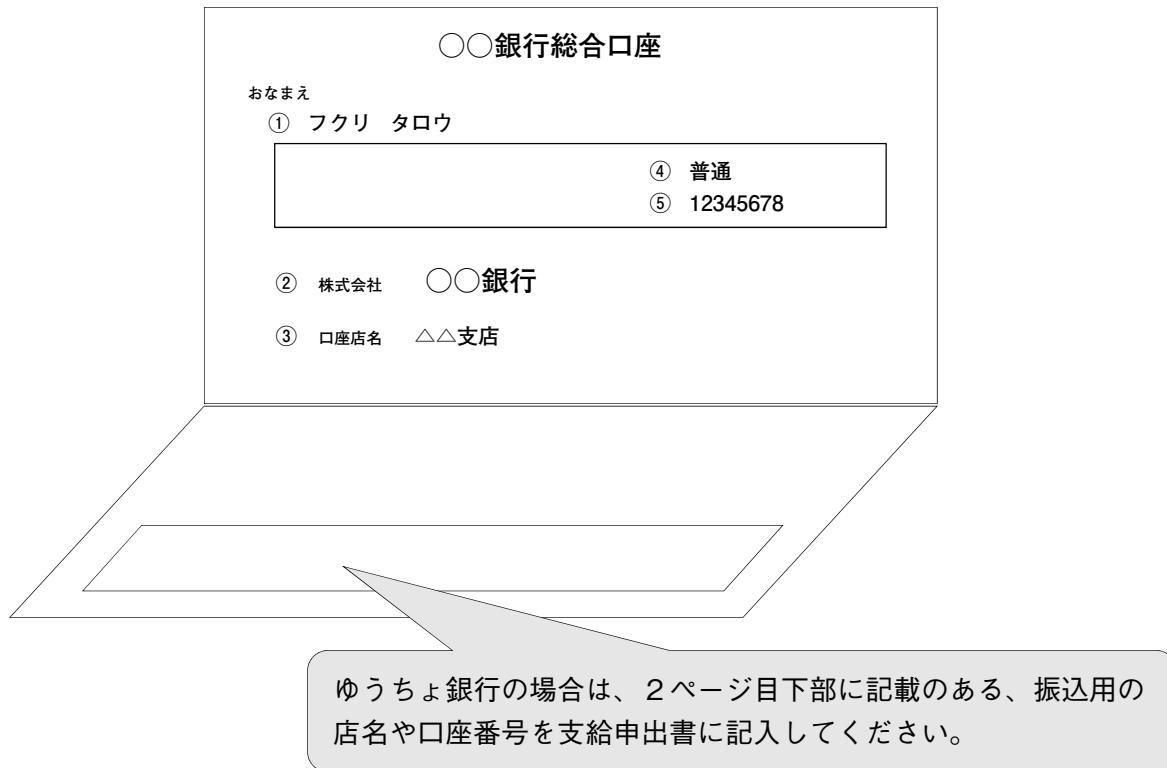
- * 退職後、引き続き 1 日も空かず A-3 の常勤職員となる場合、退職手当の期間を通算します。
- * 退職後、引き続き 1 日も空かず B の香川県以外の常勤公務員となる場合、退職手当の期間を通算する場合があります。(再就職先に確認するため、できるだけ詳細に記入してください。)
- * この申立書の提出後、申立と異なるようになった場合は速やかに申し出てください。
- * 不明な点がありましたら健康福利課退職手当担当 (087-832-3797) までご連絡下さい。

口座情報確認書類（口座振替払を選択される方）

1 通帳のコピーを添付する場合

通帳を開いた1、2ページ目をコピーしてください。（A4用紙、モノクロコピー）

①口座名義（本人のみ）、②金融機関名、③支店名、④口座種別、⑤口座番号がわかるもの。



2 通帳がないネット銀行の場合

①～⑤の情報がわかるページを印刷してください。（A4用紙、モノクロコピー）

3 1及び2のどちらもない場合（通帳を紛失している場合など）

①～⑤の情報がわかるキャッシュカード等のコピーでも可（A4用紙、モノクロコピー）

金融機関名等の記載が数字のみの場合は、写しの余白に金融機関名等を追記してください。

退職手当支給申出書

令和6年3月31日退職したので、退職手当を下記のとおり支給されるよう申し出ます。

令和 年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

〒 -

現住所

元所属名

元職氏名

職員番号

支払方法	現金払	口座振替払		隔地払 県外送金
		普通	当座	
	1	2	3	
銀行 (支) 店				
口座番号				
口座名義(カカ)				

事務処理欄			
※ 金融機関コード	※ 店舗コード		

(注) ※欄は記入しないこと。

お願い

- 支払の方法のうち、希望する方法（口座振替払の場合は、希望する預金種目）の番号を○で囲んでください。
- 口座振替払の場合は、預金口座のある金融機関（漁協を除く。）の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。（預金口座は申出者本人名義のものに限ります。）
- 現金払の場合は、指定金融機関（百十四銀行）の店舗名を記載し、右の「印影届」欄（3箇所）のそれぞれに請求印と同じ印を押してください。

備考	1 退職後の再就職予定 退職の日又はその翌日に常時勤務に服することを要する地方公務員又は、国家公務員になりますか、なりませんか、いずれかを○で囲んでください。 ア なる（再就職先名）) イ ならない		
	2 退職後連絡がつく電話番号 自宅等 () - 再就職先 () -		
	3 その他(転居・改姓の予定等)		

印影届

年月日 高松 税務署長 殿 / 市町村長 殿		令和6年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書										
退職手当の支払者の 所在	所 在 地 (住 所)	〒 760-8582 高松市天神前6-1 天神前分庁舎				あなたの 現 住 所 氏 名 個人番号 その年1月1 日現在の住所						
	名 称 (氏 名)	香川県教育委員会教育長										
	法 人 番 号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。										
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)												
A	① 退職手当等の支払を受けることとなつた年月日				年 月 日		③ この申告書の提出先から受け る退職手当等についての勤続期 間		自 至		年 月 日	年
	<一般・障害の区分>						うち 特定役員等勤続期間		自 至		年 月 日	年
	一般・障害 []						うち 一般勤続期間 との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年
B	② 退職の区分等				<生活扶助の有無>		うち 短期勤続期間 との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年
	有・無						うち 短期勤続期間		自 至		年 月 日	年
							うち 短期勤続期間		自 至		年 月 日	年
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。												
C	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤 続期間				自 至 年 年 月 月 日 日		⑤ ③と④の通算勤続期間		自 至		年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち 特定役員等勤続期間		自 至		年 月 日	年
	うち 短期勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち 一般勤続期間 との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年
D	⑥ 前年以前4年内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合に は、このC欄に記載してください。				自 至 年 年 月 月 日 日		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤 続期間と重複している期間		自 至		年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年
	うち 短期勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち 短期勤続期間 との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年
E	A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。											
	⑧ Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間				自 至 年 年 月 月 日 日		⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は ⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自 至		年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年
うち 短期勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち 短期勤続期間 との重複勤続期間		自 至		年 月 日	年	
⑨ Bの退職手当等についての勤続 期間(④)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間				自 至 年 年 月 月 日 日		⑪ ⑦と⑩の通算期間		自 至		年 月 日	年	
うち 特定役員等勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち ⑦と⑩の通算期間		自 至		年 月 日	年	
うち 短期勤続期間				有 無 自 至 年 年 月 月 日 日		うち ⑦と⑩の通算期間		自 至		年 月 日	年	
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。												
E	区分	退 職 手 当 等 の 支 払 を 受 け る こ と な つ た 年 月 日	収 入 金 額 (円)	源 徵 収 税 額 (円)	特 别 徵 収 税 類 市町村民税 (円)	特 别 徵 収 税 類 道府県民税 (円)	支 受 年	支 払 月	を た 日	退 職 の 区 分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)	
	B	一般	・ ・				・	・		一般 障害		
	B	特定 役員	・ ・				・	・		一般 障害		
	B	短期	・ ・				・	・		一般 障害		
C	・ ・					・	・		一般 障害			

03.12改正 ※ 個人番号については、令和6年分給与所得の扶養控除等(異動)申告の際、ご提出いただいたものと同じである場合、この申告書への記載は必要ありません。

(規格A-4)

注 意 事 項

- 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申 告 書 の 書 き 方

- 1 「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。
 - 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基づいて退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
 - 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。
この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間になります。
 - (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
 - (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することになった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）
 - (3) 他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限りません。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等^(※1)に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等^(※2)に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合には、その勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等^(※3)に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合には、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。
イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
ハ 国家公務員及び地方公務員
 - 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
 - 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
 - 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
 - 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。
更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合には、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
 - 6 「⑥」欄には、前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に支払を受けた退職手当等（以下「4年内の退職手当等」といいます。）がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。
ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。
- | 4年内の退職手当等の収入金額 | 算 式 |
|----------------|------------------------------|
| 800万円以下の場合 | その収入金額 ÷ 40万円 |
| 800万円を超える場合 | (その収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20 |
- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「①」欄及び「②」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合には、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
 - 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記3の(1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。)）とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合には、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
 - 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、「①」欄及び「②」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合には、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
 - 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、「⑫」欄及び「⑬」欄には、「①」欄と「②」欄及び「④」欄と「⑤」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。

再就職に関する申立書（退職手当関係）

令和 年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

元所属名			職名
職員番号		氏名	

退職後の再就職について次のとおり申し立てます。

記

退職の日又はその翌日に

ア 再就職する（予定）

イ 再就職しない

(いずれかに○を付けてください)

- アに○を付けた場合は下欄に記入してください。

切り取り線

再就職予定先 (該当するものに○を付けてください)	
A 香川県費職員として再就職 (県から給与を受ける市町立小中学校教職員を含む) 1 暫定再任用職員 2 定年前再任用短時間勤務職員 3 常勤職員 (任期付職員、臨時の任用職員 等) 4 非常勤職員 (会計年度任用職員 等)	
B 香川県費職員以外の公務員に再就職 (地方公社、若しくは公庫等の職員含む) 【勤務形態】 常勤 · 非常勤 【就職先】 【職名等】	
C 公務員以外に再就職 (民間の専門学校 等)	

* 退職後、引き続き 1 日も空かずに A-3 の常勤職員となる場合、退職手当の期間を通算します。

* 退職後、引き続き 1 日も空かずに B の香川県以外の常勤公務員となる場合、退職手当の期間を通算する場合があります。(再就職先に確認するため、できるだけ詳細に記入してください。)

* この申立書の提出後、申立と異なるようになった場合は速やかに申し出てください。

* 不明な点がありましたら健康福利課退職手当担当 (087-832-3797) までご連絡下さい。

共済組合の年金

※本項に記載されている手続き内容等については、現行の制度に基づいた内容になっています。

(令和6年1月)

個人情報の利用目的について

提出いただいた書類の記載内容は、厚生年金保険法又は地方公務員等共済組合法等に基づく年金の決定又は改定等の処理を行うために利用します。そのうち住所・氏名等については次の目的で利用することができます。

- 公立学校共済組合が管理・運営する宿泊施設及び病院その他の福利厚生事業のご案内。
- 年金受給者の親睦団体である「公立学校共済組合友の会」が発行する広報誌等の送付。

※「公立学校共済組合友の会」への個人情報の提供方法について

「公立学校共済組合友の会」が発行する広報誌等の送付に必要な住所・氏名等は、当共済組合から「公立学校共済組合友の会」へ、ペーパー又は磁気テープにより提供されます。

なお、「公立学校共済組合友の会」への情報提供が不要である場合は、当共済組合本部年金部までご連絡ください。

<参考>

退職後、再就職する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム勤務	週20時間以上の勤務 (教職員)	週20時間以上の勤務(※) (教職員以外の公務員・ 民間勤務)	週20時間未満の勤務
	暫定再任用フルタイム勤務 育休任期付職員 等	暫定再任用短時間勤務 (20時間以上) 定年前再任用短時間勤務 (20時間以上) 臨時の任用職員 会計年度任用職員 (フルタイム) 会計年度任用職員(パート タイム20時間以上) 等	市町に雇用される会計年 度任用職員 民間企業での勤務 等	暫定再任用ハーフタイム 勤務 時間講師 等
健康保険	公立学校共済組合加入 (一般組合員)	公立学校共済組合加入 (短期組合員)	他の共済組合加入 又は 協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年 金	公立学校共済組合の 厚生年金に加入 老齢厚生年金等は、勤務 期間中は全部又は一部が 支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金 について、再任用期間 中でも年金額の一部を除 き、支給されます。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給さ れます。 (支給停止なし)
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。			
掛 金 (保険料)	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金・ 退職等年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	社会保険料が給与から控 除されます。 (健康保険・介護・厚生 年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	加入する制度により異な ります。 (厚生年金の負担はあり ません)
貸 付	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	利用できません。	任意継続組合員のみ、 高額医療貸付け及び出産 貸付けを利用できます。
人 間 ド ッ ク	現職と同様に利用できま す。 ただし、受診できるのは4月1日から引き続き資格 を保有している場合です。			利用できません。
香 川 県 教 職 員 互 助 会	加入します。(香川県費職員に限る。) 各種給付を受けることができます。 引き続き給与から掛け金が控除されます。			加入できません。

(※) 他の要件：①月額賃金が8.8万円（年収106万円）以上②2か月を超える勤務期間が見込まれている③学生でない
④従業員が100人超の企業
①～④のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますですが、該当するか否
かの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

年金の概要

1. 公的年金制度のしくみ

現在、我が国の公的年金制度は、全国民を共通とした「国民年金」を基礎年金（1階部分）とし、サラリーマンや公務員等が加入する「厚生年金」（2階部分）によって構成されています。

(1) 国民年金と厚生年金

国民年金制度の被保険者（加入者）は職種によって第1号から第3号までに分かれています。

また、厚生年金保険は、被用者（国民年金第2号被保険者）のための制度で、報酬に比例した年金が支給されます。

(2) 厚生年金保険の被保険者と実施機関

厚生年金保険の被保険者（加入者）は、勤務の形態により「一般・国共済・地共済・私学共済」の4種別に分かれ、実施機関も異なっています。実施機関ごとにそれぞれの被保険者期間について厚生年金を決定します。

<国民年金と厚生年金の被保険者>

厚生年金	一般厚生年金被保険者	国共済厚生年金被保険者	地共済厚生年金被保険者	私学共済厚生年金被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)			第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)

<厚生年金被保険者の種別と実施機関>

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員及び国共済、地共済、私学共済の短期組合員	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員 (国家公務員共済組合の一般組合員)	国家公務員共済組合連合会
地共済厚生年金被保険者	地方公務員 (地方公務員共済組合の一般組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の通常加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

(3) 公立学校共済組合で決定する年金

① 厚生年金

公立学校共済組合の組合員期間（注1）は上の表にあるように、「地共済厚生年金被保険者」であった期間となり、この期間に基づく厚生年金を決定します。

② 共済年金（経過的職域加算額）

一元化前の共済年金に「職域年金部分の額（3階部分）」が加算されていたことの経過措置と

して、平成27年9月30日までの組合員期間（注2）に基づく共済年金（経過的職域加算額）を決定します。

（注1）平成27年10月1日の被用者年金制度の一元化前の組合員期間ならびに過去に加入した他の地方公務員及び国家公務員共済組合の期間を含みます。

（注2）過去に加入した他の地方公務員及び国家公務員共済組合の期間を含みます。

2. 65歳までの年金のしくみ

（1）特別支給の老齢厚生年金

次の全ての要件を満たしている場合に支給されます。

- ① 支給開始年齢以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間が1年以上であること。
- ③ 受給資格期間（※）が10年以上であること。

（※）共済組合員期間、厚生年金・国民年金の保険料納付済及び免除期間、合算対象期間を言います。

（2）支給される期間

「特別支給の老齢厚生年金」は、支給開始年齢から65歳に到達するまでの間、支給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

・昭和36年4月2日以後に生まれた方は、「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。

（3）障害者、長期加入者の特例

退職している者が次のいずれかに該当した場合は、年金額の特例が適用され、いわゆる満額の年金（※）を受給することができます。

- ① 障害等級1級から3級までの障害状態にあり、「障害者特例請求」を行った者。
- ② 組合員期間が44年以上ある者。

（※）「定額部分」と「加給年金額」が加算された特別支給の老齢厚生年金を言います。

（ア）定額部分とは、本来65歳から支給が始まる老齢基礎年金の部分を、共済組合が65歳前に定額部分として支給するものです。

「生年月日による単価×加入月数×物価スライド率」で計算されます。

（イ）加給年金額とは、厚生年金被保険者期間を原則20年以上有している者が、その者と生計を共にし、かつ、収入が850万円未満又は所得が655.5万円未満の次のいずれかに該当する者を有するときに加算されるものです。

【対象者】

- ① 65歳未満の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ② 18歳に達する日の属する年度末までの間にある子
- ③ 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子

なお、65歳未満の配偶者の現在収入が年額850万円以上又は所得が655.5万円以上であっても、定年退職等の事情により近い将来（満額支給開始年齢到達日から5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満になると認められた場合には、加給年金額の加算対象となります。

ただし、その加算対象となっている配偶者が、退職若しくは老齢を給付事由とする年金（その年金の算定基礎となる期間が20年以上である者に限る。）又は障害を給付事由とする年金を受けることができるときは、加給年金額は支給が停止されます。

【加算額】

- ① 配偶者の加給年金額は、397,500円です。
- ② 子の加給年金額は、次表のとおりです。

2人目まで1人につき	228,700円
3人目から1人につき	76,200円

(4) 支給の繰上げ

60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行うと、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。要件は次のとおりです。

(昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの者)

- ① 厚生年金期間が1月以上で、年金受給資格期間が10年以上であること。
- ② 60歳以上で、特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢未満であること。
- ③ 国民年金の任意被保険者でないこと。

(昭和36年4月2日以後生まれの者)

- ① 厚生年金期間が1月以上で、年金受給資格期間が10年以上であること。
- ② 60歳以上65歳未満であること。
- ③ 国民年金の任意被保険者でないこと。

☆繰上げ請求をすると、主に以下の制約事項があります。

- (ア) 繰上げを行うと年金額は1ヶ月あたり0.5%減額になり、それは生涯にわたって続く。
※生年月日が昭和37年4月2日以後の生まれの者は、1ヶ月あたり0.4%減額となります。
- (イ) 老齢基礎年金も同時に繰上げ請求する必要がある。他の実施機関の老齢厚生年金も同様に、全て同時に繰上げ請求することになる。
- (ウ) 繰上げ請求を行っても、在職中は原則として標準報酬月額と標準賞与額により調整される。
- (エ) この制度を利用すると、事後重症による障害厚生年金の請求はできなくなる。
- (オ) 繰上げ請求を行った後に取り消すことはできない。

3. 65歳からの年金のしくみ

(1) 本来支給の老齢厚生年金

次の全ての要件を満たしている場合に支給されます。

- ① 65歳以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間があること。
- ③ 受給資格期間（※）が10年以上であること。

（※）共済組合員期間、厚生年金・国民年金の保険料納付済及び免除期間、合算対象期間を言います。

(2) 老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は、20歳から60歳までの40年間保険料を納付した場合、795,000円（令和5年度）です。

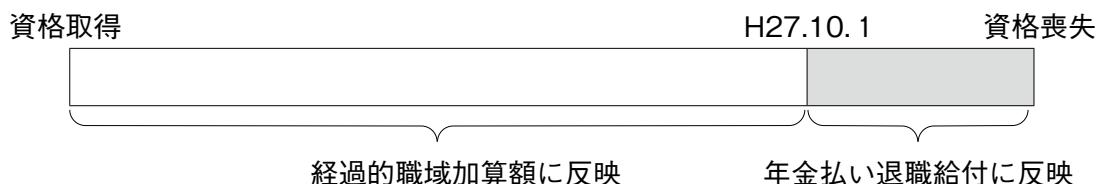
なお、保険料の未納期間がある場合、その期間に応じ減額されます。

(3) 経過的職域加算額（旧3階部分）と年金払い退職給付（新3階部分）

一元化前までの共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金制度には同様の加算がないため、経過的職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。

【組合員期間との関係】

一元化前までの組合員期間は「経過的職域加算額」に、一元化後の組合員期間は「年金払い退職給付」に反映されます。



① 経過的職域加算額

経過的職域加算額は、一元化前の組合員期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の期間を含む。）を有する者に、経過措置として共済年金の職域年金部分の額に相当する額（経過的職域加算額）を支給するものです。

【年金種別ごとの経過的職域加算額の要件】

・退職共済年金

1年以上の引き続く組合員期間があり、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢（または65歳）に到達したときに受給できます。受給資格期間が10年以上あることが必要です。

・障害共済年金

一元化前に初診日があるときに受給できます。原則として障害厚生年金の受給要件を満たしていることが必要です。

• 遺族共濟年金

一元化前の組合員期間を有する方が亡くなったときに、遺族（遺族厚生年金の項参照）が受給できます。原則として、遺族厚生年金の受給要件を満たしていることが必要です。

② 年金払い退職給付（退職等年金給付）

年金払い退職給付は、一元化で廃止となつたいわゆる3階部分の職域年金部分の額に代わる年金として、地方公務員の退職給付の一部として新たに設けられた制度で、一元化以後の組合員期間を有する者で、要件を満たした者が支給対象となります。

「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類があります。

【年金払い退職給付の概要】

- ・退職年金は、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として、65歳から支給されます。
 - ・退職年金の有期退職年金は、10年支給または20年支給を選択できます。
 - ・有期退職年金は一時金として一括受給することも可能です。なお、一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、保管しておいてください。
 - ・本人が亡くなった場合は、終身退職年金部分は終了となり、有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。
 - ・公務に基づく病気やけがにより障害の状態になったり、亡くなった場合には、公務障害年金、公務遺族年金が支給されます。

(4) 支給の繰下げ

平成19年4月1日以降に本来支給の老齢厚生（退職共済）年金の受給権を取得（65歳到達）した方であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日（66歳）より前に当該老齢厚生（退職共済）年金を請求していなかったものは、支給の繰下げを申し出ることができます。

この場合の増額率は、 $7/1000$ に受給権取得月から申出日の属する月の前月までの月数（当該月数が120月を超えるときは、120月）を乗じて得た率になります。

$$\text{増額率} = 0.7\% \times \text{繰り下げる月数} \text{ (上限 120 月)}$$

なお、老齢厚生年金の支給繰下げの申し出は、老齢基礎年金の支給繰下げの申し出と同時に行う必要はありません。

☆繰下げ請求をすると、主に以下の制約事項があります。

- (ア) 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降、75歳に到達するまで、1カ月単位で行うことができる。
- (イ) 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、すべて同時に繰下げなければいけない。
- (ウ) 老齢基礎年金については、同時に繰下げる必要はない。
- (エ) 障害を事由とする年金（障害基礎年金は除く）や、遺族を事由とする年金を受けている場合、又は65歳以降の退職（老齢）を事由とする年金を受けている場合は繰下げの申出はできない。

4. 障害年金のしくみ

(1) 障害厚生年金

厚生年金被保険者期間中に初診日（※1）のある傷病について、その初診日から1年6ヶ月を経過した日又はその間にその傷病が治った日など（障害認定日）において、その傷病により障害等級の1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その「障害の程度」に応じて支給されます。

これらには、保険料の納付要件（※2）を満たしている必要があります。

※1 病気にかかり、又は負傷した者が、その傷病について初めて医師の診療を受けた日。

※2 初診日の前日に次のいずれかを満たしていることが必要です。

- ・ 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること。
- ・ 初診日の属する月の前々月までの直近1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。

なお、共済組合の組合員期間や、厚生年金の被保険者期間は、国民年金の保険料納付済期間になります。

【障害の程度】

「障害の程度」の認定は、共済組合本部で行います。また、身体障害者手帳の1級、2級又は3級ではありません。

【事後重症制度】

障害認定日に障害等級の1級から3級に該当する傷病でなくとも、傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあることから、65歳に達する日の前日までの間に障害等級の1級から3級に該当すると認定されれば、障害厚生年金の請求ができる「事後重症制度」があります。

【併給調整】

特別支給の老齢厚生年金と障害厚生年金の両方ともに受給権がある場合、両方とも請求手続きが必要ですが、どちらか有利な方を選択して受給することになります。

(2) 障害手当金

次のすべての要件を満たしているとき支給されます。

- ① 厚生年金被保険者期間に初診日があること
- ② 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。
- ③ 治った日において、公的年金各法に基づく年金給付の受給権を有していないこと。
- ④ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。
- ⑤ 保険料の納付要件を満たしていること。

(3) 障害基礎年金

「障害の状態」が障害等級の1級又は2級に該当すると認定された場合、原則として障害厚生年金と併せて、日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。

○障害の程度表

障害の程度	障害の状態
3級	1 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の十趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

※ 1級及び2級の表は省略

5. 遺族年金のしくみ

(1) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、組合員、また障害等級が1級若しくは2級の障害厚生（共済）年金の受給者又は退職共済年金等の受給権者が死亡したときに、その「遺族」に支給されます。

「遺族」とは、死亡当時、その者によって生計を維持していた次の者になります。

① 配偶者（注）

② 子（18歳になった年度末まで、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害をもった婚姻していない者）

③ 父母（注）

④ 孫（18歳になった年度末まで、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害をもった婚姻していない者）

⑤ 祖父母（注）

また、生計を維持していた者とは、死亡当時、その者と生計を共にしていた者のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上にならないと認められる者になります。

なお、遺族の方は、老齢厚生年金等の受給権者が死亡した旨を、共済組合本部へ連絡してください。

（注）夫・父母・祖父母は、被保険者であった者の死亡当時に55歳以上であることが必要です。

また、それらの者の年金の受給開始は60歳からになります。

なお、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金を併せて受給できます。

(2) 遺族基礎年金

「遺族」に該当する者が、「配偶者と子」である場合又は「子」のみの場合は、遺族基礎年金が併せて受給できる場合があります。

なお、遺族基礎年金は、日本年金機構からその遺族に支給されます。

6. その他

(1) 年金の併給調整

公的年金制度は、一人一年金が原則です。老齢や障害・遺族などの給付事由の違う年金の受給権がある場合、原則として、いずれか1つの年金の受給を選択し、他の年金は支給が停止されます。

この年金の選択については、いつでも将来に向かって選択の変更を行うことができます。（過去に遡っての選択替えはできません。）

(2) 雇用保険法による給付との併給調整

65歳未満の方が、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行うと、雇用保険法による失業給付（基本手当）の額に関わらず老齢厚生年金の支給が停止されることとなっています。雇用保険の失業給付等を受給することとなったときは、次のこと留意して、年金の支給を停止するための手続きをしてください。

なお、年金の支給停止の手続きは、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」を提出することにより行うこととなっています。

また、雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受給した場合も、年金の一部が支給停止になります。

《公共職業安定所（ハローワーク）へ求職の申し込みをする場合の留意点》

失業給付（基本手当）については、失業の認定を受けるために公共職業安定所に求職の申し込みをした日の属する月の翌月から特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます。ただし、求職の申し込みを行わなければ、年金の支給停止はありません。

したがって、求職の申し込みは、ご自身の就職の意志並びに失業給付（基本手当）の受給額と年金額とを比較し、十分検討のうえ行ってください。

※公務員は雇用保険の被保険者ではありませんが、退職後に再任用職員として勤務したり、民間会社等の雇用保険の適用事業所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合は、雇用保険の給付対象となります。

(3) 在職中の者に対する年金（在職老齢年金）一部支給停止

老齢厚生年金の受給権者が、再就職し、厚生年金保険の被保険者となった場合、又は議員となった場合で次に該当するときは、年金額の一部又は全部が支給停止されます。

① 対象者

(ア) 厚生年金保険の被保険者となった者（常勤の公務員、公立学校等の嘱託職員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務）

(イ) 国会議員、地方議会議員となった者

② 届出方法

届出は原則不要です。

ただし、議員になった場合は「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止届」を提出する必要があります。

③ 在職中の年金支給額

基本月額（注1）と総報酬月額相当額（注2）に応じて、下図のとおり算定されます。

支給額が0円となる場合、年金は加給年金額も含めて全額停止となります。

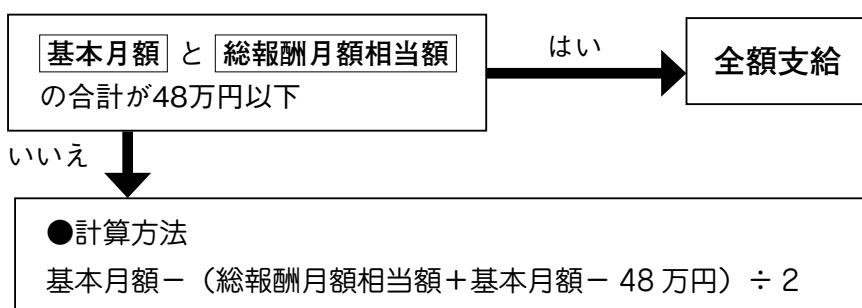
(注1) 基本月額

老齢厚生年金の月額（加給年金額を除く）

(注2) 総報酬月額相当額

（その月の標準報酬月額）+（直近1年間の標準賞与の合計 ÷ 12）

支給額（月額）



在職中の者に対する年金（在職老齢年金）の一部支給停止（月額）簡易早見表

【支給停止調整額は48万円】

		老齢厚生年金（経過的職域加算・加給年金額除く）の年額÷12						
		10万円	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円	22万円
過去一年間に受けた標準報酬月額÷12	10万円							
	15万円							
	20万円							
	25万円							
	30万円							
	35万円							
	40万円	1.0万円	2.0万円	3.0万円	4.0万円	5.0万円	6.0万円	7.0万円
	45万円	3.5万円	4.5万円	5.5万円	6.5万円	7.5万円	8.5万円	9.5万円
	50万円	6.0万円	7.0万円	8.0万円	9.0万円	10.0万円	11.0万円	12.0万円
	55万円	8.5万円	9.5万円	10.5万円	11.5万円	12.5万円	13.5万円	14.5万円
	60万円	全額支給停止		13.0万円	14.0万円	15.0万円	16.0万円	17.0万円

ただし、公立学校共済組合の組合員である間は、経過的職域加算額は全額支給停止となります。

上記の48万円は令和5年度の額ですので、今後変更する場合があります。

年金関係の諸手続きについて

昭和36年4月2日以降生まれの組合員は、老齢厚生年金の支給開始年齢が65歳からとなります。なお、在職中に支給開始年齢に達したことにより年金請求を行い、年金決定者となっている組合員、まだ年金決定者でない退職予定者の組合員と、提出書類や手続き方法が異なっていますので、注意してください。

1. 生年月日が昭和35年4月1日以前の方の場合

(提出書類についてはP42)

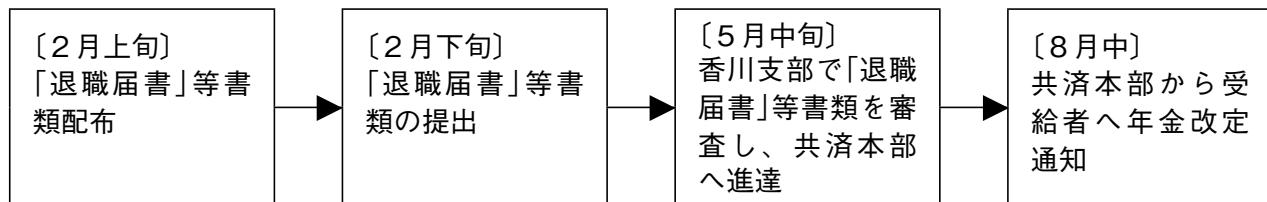
(1) 概要

在職中に特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に到達したことにより、年金の決定請求を行うことで年金額も決定し、共済組合から年金証書が送られている方ですが、在職中であったため、共済年金の支給は停止されている方になります。

今年度末退職することにより、年金決定時点から退職までの組合員期間を加算し、年金額を改定する必要があります。

(2) 手続きフロー

退職したことを確認し、在職中による支給停止の解除と年金額を改定する手続きとして、『退職届書・就職予定調査票』等の提出が必要です。



(3) 年金の初回支給時期

4月・5月分の年金につきましては、8月中にお支払できる予定です。
(別紙リーフレットをご覧ください。)

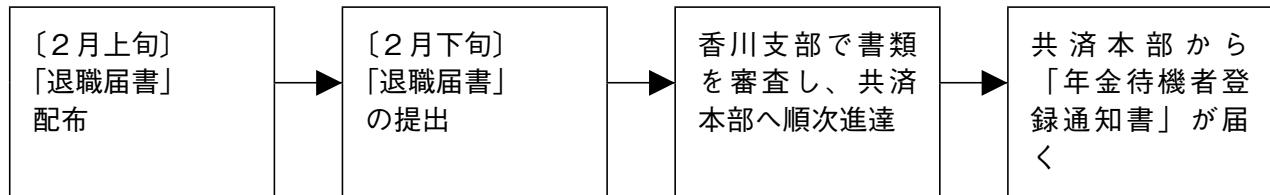
2. 生年月日が昭和35年4月2日以降の方の場合

(提出書類についてはP42)

(1) 概要

退職後に年金受給権が発生する方です。年金の受給権発生前に退職する方は、共済組合へ「退職届書」を提出し、年金待機者として共済本部に電算登録することになります。老齢厚生年金の請求については、受給開始年齢に到達する日（受給権発生日）の属する月の2ヶ月前に、請求関係書類が送られてきます。

(2) 手続きフロー



(3) 年金の請求手続き

① 請求関係書類の受取方法

年金の請求を行うために、次表のとおり、請求手続き開始時期に、請求関係書類を受け取ってください。

	年金の種類	請求手続き開始時期	請求関係書類の受取方法
老 齢	老齢厚生年金	生年月日に応じた支給開始年齢に達したとき	受給開始年齢に到達する直前に必要な書類が送られてきます。(※1, 2)
	退職年金（年金払い退職給付）	65歳の誕生月	
	繰上げ支給の老齢厚生年金	繰上げ支給を希望するとき	
	繰下げ支給の老齢厚生年金	繰下げ支給を希望するとき	公立学校共済組合本部に請求してください。
障 害	障害厚生年金（※3）	障害認定日又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間	
	公務障害年金（年金払い退職給付）		公立学校共済組合香川支部に請求してください。
	障害手当金（※3）	症状が固定した日	
遺 族	遺族厚生年金（※2）		公立学校共済組合本部に請求してください。
	公務遺族年金（年金払い退職給付）	年金待機者の方が亡くなつたとき	

※1 退職後に再就職し、厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送られてきます。

※2 二以上の種別の被保険者期間を有する方が請求する場合は、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他実施機関に係る老齢厚生年金・遺族厚生年金も請求することができます。

※3 公立学校共済組合の組合員であった期間に、初診日がある場合に限ります。初診日において他の実施機関の被保険者であったときは、その実施機関に請求してください。

【老齢厚生年金の請求書類が送られて来ない場合】

老齢厚生年金（繰上げ・繰下げを除く）の請求関係書類については、受給開始年齢に達する約2カ月前に、原則として、住民票上の住所宛に送られてきます。受給開始年齢が来ても書類が送られて来ない場合は、公立学校共済組合本部（03-5259-1122）までご連絡ください。

(4) 年金決定までの流れ

送付等により受け取った請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに公立学校共済組合（又は他の実施機関）に提出してください。

公立学校共済組合において審査・決定し、請求者へ年金証書等を送付します。（※）

（※）他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

(5) 年金の決定見込み額

将来、年金受給開始年齢に達したときに支給される年金の見込み額については、毎年誕生月に送付されている「ねんきん定期便」で確認することができます。

繰り上げ支給を検討している方など、別途年金の試算を依頼したい場合には、「老齢厚生年金額試算依頼書」を提出してください。「老齢厚生年金額試算依頼書」は、公立学校共済組合香川支部のホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/kagawa/>) に掲載しています。

そ の 他

1. 共通事項

(1) 年金の支給について

年金の支給は、給付事由の発生した月の翌月分から開始され、偶数月の15日に、その支給期月の前月までの2カ月分が支給されます。(年金新規決定時の初回支給を除く。)

定期 支給日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日
支給対象 となる月	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分
備 考	支給日の15日が金融機関の休業日の場合、14日以前の最初の営業日に支給される。					

(2) 書類の提出方法

各自該当する「年金関係の提出書類一覧表」(P 42) を参照し、書類を番号順に並べ提出してください。

(3) 履歴書の作成方法

① 県費職員（事務局職員を除く）

- ア 所属所で保管する履歴書を1部複写（A4判）する。
- イ 複写した履歴書に最終事項（※）を必ず記入する。（フルタイム再任用職員・育休任期付職員の方は不要です。）

※記入例

- 勘査又は自己都合退職の場合
 - 事務局職員、県立学校事務職員「願いにより本職を免ずる」
 - 小・中教職員、県立学校教員「辞職を承認する」
 - 定年退職の場合
 - 「地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職」
- ウ 任命権者の証明印は必要ありません。
 - エ 退職手当の提出用とは別に1部ご用意ください。

② 市町費職員（市町役場担当者へ依頼してください。）

- ア 市町で保管する履歴書を1部複写（A4判）する。
- イ 複写した履歴書の最終事項（※）を必ず記入する。

※記入例

- 勘査又は自己都合退職の場合
 - 「辞職を承認する」「願いにより本職を免ずる」
 - 定年退職の場合
 - 「地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職」
- ウ 任命権者の証明印は必要ありません。
 - エ その他
 - ・ 年月日、発令事項、発令庁欄は、任命、転任、昇格、給与改定、期末・勤勉手当、休職、復職、停職、退職等を、順をおって明瞭に、もれなく記入されているか確認してください。

- ・ 期末・勤勉手当は、平成15年4月以降の額を全て記入してください。
- ・ 講師の発令がある場合は、常勤、非常勤が確認できるよう記載されているか確認してください。

2. 生年月日が昭和35年4月1日以前の者に関する事項

(1) 退職届書（表面）、就職予定調査票（裏面）

記入例（退職届書P43・就職予定調査票P44）を参照の上、記入のものが無いか確認してください。

※所属機関の長の証明は原則不要です。

(2) 退職年金（年金払い退職給付）決定請求書

原則65歳以上の方で、平成27年10月以降の一般組合員期間が1年以上ある方が対象となる書類です。

(3) 一時金額の受給申立書

昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合に、退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により、過去に退職一時金を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防ぐため、過去に退職一時金等を受給した方が年金の受給権を有することになった場合、原則としてその一時金の額に利子を付して、共済組合へ返還することになります。

この申立書は、そのために必要な書類です。氏名、生年月日を記入のうえ提出してください。

(4) 年金受給選択申出書

併給調整の対象となる年金の受給権者は、原則としていずれかの年金受給の選択を申し出なければならぬことになっています。記入例を参考に記入してください。

(5) 年金の確定申告

昭和63年1月から、公的年金は「雑所得」（従前は「給与所得」）に変更され、一定の控除をした後の金額に応じた税率で、所得税が源泉徴収されます。

「雑所得」は「給与所得」のように年末調整が行われませんので、毎年居住地の税務署で確定申告をする必要があります。

☆他の所得（再就職による給料・家賃収入等）に係る所得税は、確定申告で精算しますが、収入が公的年金だけの場合であっても、確定申告で所得税の精算を行うようになります。
なお、障害及び遺族を事由とする年金は非課税扱いとなっています。

3. 生年月日が昭和35年4月2日以降の者に関する事項

(1) 退職届書

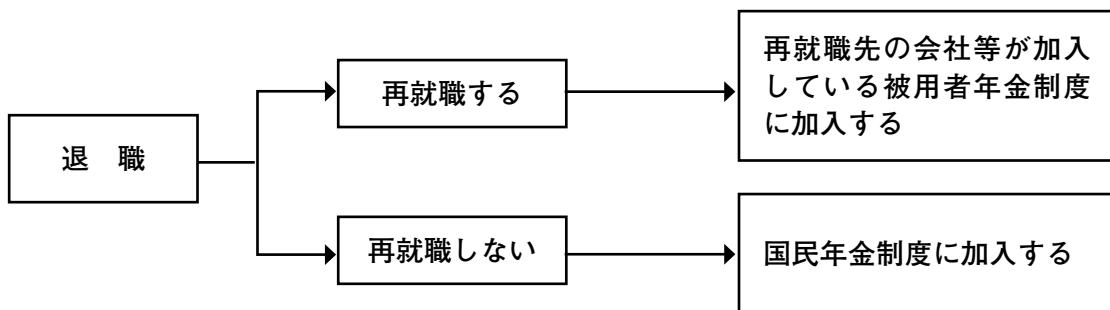
年金受給開始年齢に達する前に退職した方の、将来の年金の支給を円滑に行うために、その方の組合員期間と給料記録を年金待機者として登録します。（記入例はP43）必要事項を記入のう

え、所属所長の確認を受けてから香川支部へ提出してください。

※証明印は不要ですが、所属機関の職・氏名は記載してください。

(2) 退職後の他の公的年金制度への加入

日本では自営業者や無業者も含め、原則として20歳以上60歳未満のすべての国民は公的年金に加入することとされています（国民年金制度）。早期に退職した方は、加入手続きが必要です。



※国民年金法の改正により、昭和61年4月1日から、国民年金に任意加入だったサラリーマンや公務員等の被扶養配偶者は強制加入になりました。

この場合、被扶養配偶者は「国民年金第3号被保険者」に該当となりますので、国民年金保険料の納付は必要ありません。

(3) 退職後の住所・氏名の変更

退職届書を提出された後に住所や氏名の変更があった場合は、「年金待機者登録通知書」に同封されている「年金待機者異動報告書」を当共済組合本部へ提出してください。

住所・氏名変更が正しく行われていないと、年金請求関係書類が届かない可能性があります。遺漏のないよう行ってください。

4. その他

(1) 他の実施機関連絡先

【日本年金機構】

○高松東年金事務所 〒760-8543 高松市塩上町3-11-1 TEL 087-861-3866

○高松西年金事務所 〒760-8553 高松市錦町2-3-3 TEL 087-822-2840

○善通寺年金事務所 〒765-8601 善通寺市文京町2-9-1 TEL 0877-62-1662

【日本私立学校振興・共済事業団】

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03-3813-5291

(2) 公立学校共済組合連絡先

【本部】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 TEL 03-5259-1122 (年金相談専用)

【香川支部】

〒760-8582 高松市天神前6-1 TEL 087-832-3795 (担当直通)

1. 生年月日が昭和35年4月1日以前の者
(在職中に老齢厚生年金が決定されている者)

年金関係の提出書類一覧表

番号	提出該当者	提出書類名	部数
1	全 員	退職届書（表面）・就職予定調査票（裏面）	原本 1
2	全 員	履歴書 または人事記録カード	県費負担職員 (事務局職員を除く) 市町費職員
			コピー 1 原本 1
3	退職（令和6年3月末）時点で 65歳以上の者	退職年金（年金払い退職給付） 決定請求書	原本 1
4	障害年金の受給権がある者	老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額 請求書（繰上げ調整額停止事由消滅届）	原本 1
5	他に年金 を受給し ている者	その年金が併給調整の 対象となる年金である 場合 (遺族年金・障害年金)	年金受給選択申出書
			原本 1

- (注) 1. 履歴書のコピーは、A4判でお願いします。
 2. 3、4、5番の書類は、該当する方にのみ同封しています。該当すると思われるが、同封されていない場合、共済組合までご連絡ください。
 3. 退職届書はP43、就職予定調査票はP44の記入例を参考に記入してください。

2. 生年月日が昭和35年4月2日以降の者

年金関係の提出書類一覧表

番号	提出該当者	提出書類名	部数
1	全 員	退職届書	原本 1
2	全 員	履歴書 又は人事記録カード	県費職員 (事務局職員を除く) 市町費職員
			コピー 1 原本 1

- (注) 1. 履歴書のコピーは、A4判でお願いします。
 2. P43の記入例を参考に記入してください。

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

記入例

支部	組合員証番号																									
3 7				×	×	×	×	×																		
退職届書 [共済組合提出用]																										
押印は不要 届出日 令和 6 年 3 月 31 日 退職日を記入																										
公立学校共済組合理事長 殿																										
退職者	フリガナ	カガワ タロウ																								
	氏名	(氏)	(名)	香川	太郎	生年月日	元号	年	月	日	性別															
氏名訂正欄	フリガナ								昭平令	3	6	1	1	1	男・女											
	氏名	(氏)	(名)								有	無														
退職年月日	元号	年	月	日	改姓年月日							基礎年金番号														
	昭平令	0	6	0	3	3	1	改姓年月日		昭平令	年	月	日	1	2	3	4	—	0	0	0	0	0			
所属機関名職名	所属機関名				職名				待機者番号(前歴あり)							種別	証書番号									
	○○高等学校				教諭				×	×	×	×	×	×	×	×	×	：	：	：	：	：	：	：		
退職者の住所等	郵便番号	7 6 0 - 0 0 0 1	住所	香川県				高松市																		
	上欄住所のつづき	町名番地等	新北町 3 青空アパート A棟101号室				自宅もしくは携帯を記入							退職後、住所に変更があるときに記入してください。 待機者登録後、「年金待機者登録通知書」を送付します。												
住所等訂正欄	郵便番号	1 0 1 - 0 0 6 2	フリガナ	トウキョウト				チヨダク																		
	上欄住所のつづき	町名番地等	住所	東京 都道府県				千代田 市・郡区(東京都)	町・村区(指定都市)																	
退職者の配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は記入してください。				配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を養成していますか															
	無・有					昭平令	3	9	1	2	1	5	している	・	していない											

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。								
令和 6 年 3 月 31 日 退職日を記入								
所属機関名、職名、氏名は必ず記入する。(ゴム印可) 所属機関の長の証明印は不要です。								
支部受付印								
本部受付印								
所属機関名及び職名 所属機関の長 氏名								
香川県立○○高等学校 校長 讃岐 花子								

共済組合記入欄(任意)																								
重複期間	退年・減退	みなし25年	退職事由	義務	所属	職名	給付	一時金支給額																
有・無	【記入上の注意】 あらかじめ印字されている部分については、誤りがないか確認してください。 となっている部分については、漏れなく記入してください。																							
退職②																								
退職③	昭平令					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無												昭和	
退職④	昭平令					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無												昭和	
退職⑤	昭平令					普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無													
審査 作成者																								

就職予定調査票

記入例

退職による老齢厚生年金（退職共済年金）の一部支給停止の解除処理（又は在職による年金一部支給停止額の算定処理）を円滑に行うため、以下事項についてご回答ください。

氏名 香川 太郎 年金証書番号 12345678

令和6年4月1日からの就職予定について、該当する項目に○を付けてください。

いずれかに○	任用項目等
	再就職しない
	暫定再任用フルタイム職員
	暫定再任用短時間職員（20時間以上）
○	暫定再任用ハーフタイム職員（20時間未満）
	育休任期付き職員
	臨時的任用職員
	会計年度フルタイム職員
	会計年度パートタイム職員（20時間以上）
	会計年度パートタイム職員（20時間未満）
	香川県以外でのフルタイム勤務の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
	香川県外でフルタイム勤務以外の公務員 (県外及び県内市町費職員を含む)
	公務員以外（民間勤務等）
	その他 []

障害年金の有無： 有 · 無

・公立学校共済組合から障害年金を受給されている場合、有に○を付けてください。

退職後の国民年金制度

国民年金の被保険者の種類

第1号 被保険者	国内に居住する農林漁業従事者、自営業者等で20歳以上60歳未満の者
第2号 被保険者	公務員、会社員等で、共済年金、厚生年金の加入者
第3号 被保険者	第2号被保険者の被扶養者となっている配偶者で20歳以上60歳未満の者

国民年金等への加入（退職者）

退職時の年齢が20歳以上60歳未満の組合員が、退職後、被用者年金制度（厚生年金、共済年金など）に加入しないときは、14日以内に居住地の市区町村で国民年金第1号被保険者の加入手続きをしてください。

退職後、被用者年金制度に加入の配偶者の被扶養者になる場合は、各事業所で第3号被保険者の手続きをしてください。

第3号被保険者の手続き

共済組合員の被扶養者に認定されている配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は、第3号被保険者として国民年金に加入していますが、組合員の退職に伴いその資格を喪失することになりますので、組合員が退職後、14日以内に居住地の市区町村で国民年金第1号被保険者の手続きをしてください。

ただし、組合員が退職後、再就職をし被用者年金制度に加入する場合は、各事業所で第3号被保険者の手続きをしてください。

☆ 国民年金制度の詳細については、近くの年金事務所又は居住地の市区町村にお問い合わせください。

短 期 紿 付

<参考>

退職後、再就職する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム勤務	週20時間以上の勤務 (教職員)	週20時間以上の勤務(※) (教職員以外の公務員・ 民間勤務)	週20時間未満の勤務
	暫定再任用フルタイム勤務 育休任期付職員 等	暫定再任用短時間勤務 (20時間以上) 定年前再任用短時間勤務 (20時間以上) 臨時の任用職員 会計年度任用職員 (フルタイム) 会計年度任用職員(パート タイム20時間以上) 等	市町に雇用される会計年 度任用職員 民間企業での勤務 等	暫定再任用ハーフタイム 勤務 時間講師 等
健康保険	公立学校共済組合加入 (一般組合員)	公立学校共済組合加入 (短期組合員)	他の共済組合加入 又は 協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年 金	公立学校共済組合の 厚生年金に加入 老齢厚生年金等は、勤務 期間中は全部又は一部が 支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金 について、再任用期間 中でも年金額の一部を除 き、支給されます。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給さ れます。 (支給停止なし)
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。			
掛 金 (保険料)	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金・ 退職等年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	社会保険料が給与から控 除されます。 (健康保険・介護・厚生 年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	加入する制度により異な ります。 (厚生年金の負担はあり ません)
貸 付	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	利用できません。	任意継続組合員のみ、 高額医療貸付け及び出産 貸付けを利用できます。
人 間 ド ッ ク	現職と同様に利用できま す。 ただし、受診できるのは4月1日から引き続き資格 を保有している場合です。			利用できません。
香 川 県 教 職 員 互 助 会	加入します。(香川県費職員に限る。) 各種給付を受けることができます。 引き続き給与から掛け金が控除されます。			加入できません。

(※) 他の要件：①月額賃金が8.8万円（年収106万円）以上②2か月を超える勤務期間が見込まれている③学生でない
④従業員が100人超の企業
①～④のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますですが、該当するか否
かの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

組合員証等の返還

退職後速やかに所属所を経て、共済組合が交付した組合員証等を返還してください。また、医療機関に退職のため医療保険が変更になったことを必ず申し出、退職後の診療には、現在の組合員証を使用しないでください。

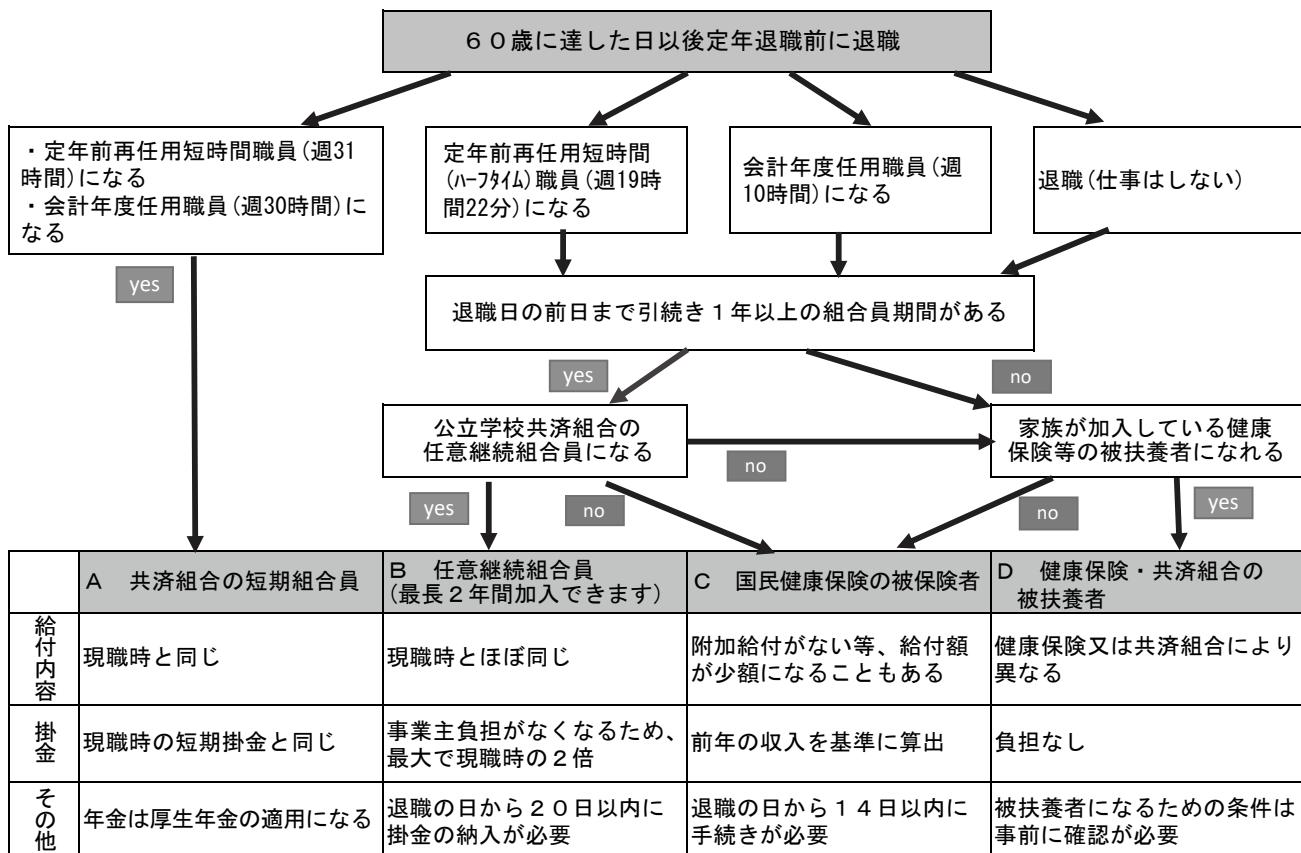
返還する組合員証等	
組合員	被扶養者
・組合員証	・被扶養者証
・特定疾病療養受療証	・特定疾病療養受療証
・限度額適用認定証	・限度額適用認定証
・高齢受給者証(70歳以上に交付)	・高齢受給者証(70歳以上に交付)

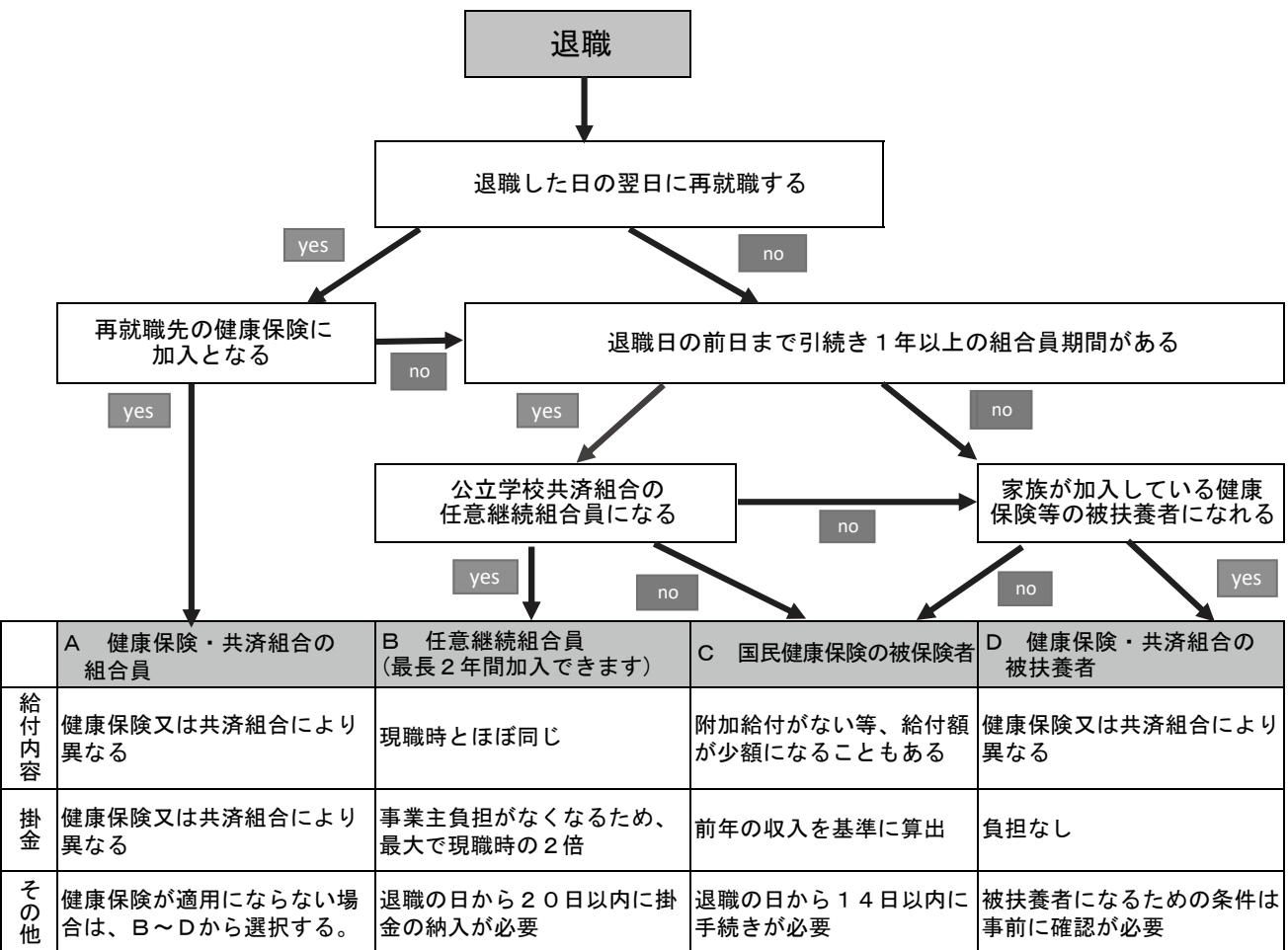
なお、百十四銀行本支店の公立学校共済組合組合員専用口座（総合口座）は、退職後も給付金が発生することがありますので、原則として1年間は解約をしないでください。

退職後の医療保険制度

皆さんのが退職されますと、その翌日から組合員の資格が無くなり、在職中に使用していた組合員証等で医療給付を受けることはできなくなります。

そこで、「退職後の医療給付」を受けるためには、下図のいずれか一の医療保険制度に加入する必要があります。





再就職しない場合

選 択	こんなとき⇒こうする	
	こんなとき	こうする
任意継続に加入する	夫婦共に公立学校共済組合員で、夫婦共に同時に退職するとき	夫（妻）のみ任意継続に加入し、妻（夫）がその被扶養者になる手続きをします。 ◆掛金は1人分のみ負担
国民健康保険に加入する	家族が既に国民健康保険に加入しているとき	退職1年目は、国民健康保険（国保）の保険料が任意継続に比べて高い場合が一般的ですが、同一世帯の家族が既に国保に加入しているときは、任意継続に加入するよりも保険料が安くなる場合があります。 ◆国保に加入のときは「組合員資格喪失証明書」が必要
家族が加入する健康保険の被扶養者になる	家族が現職の公立学校共済組合員のとき	退職後、家族の被扶養者になる手続きを家族の所属所を経て行います。
	家族が公立学校共済組合の任意継続組合員のとき	退職後、家族の被扶養者になる手続きをします。
	家族が公立学校共済組合以外の健康保険の加入者のとき	被扶養者になるための収入要件が各健康保険によって異なります。家族が加入している健康保険に確認をしてください。 ◆被扶養者になるときは「組合員資格喪失証明書」が必要

再就職する場合

区分		雇用形態	健康保険	
60歳に達した日以後定年前に退職する職員	定年前再任用短時間職員 (週31時間勤務)	定年前再任用短時間職員 (週31時間勤務)	公立学校共済組合の短期組合員となり資格が引続きます。現職中の組合員証を引き継ぎ使用するため、手続きは不要です。	
		定年前再任用短時間職員 (ハーフタイム)	任意継続か国保 ^(※1) を選択し、どちらかに加入します。 ◆国保加入のときは「組合員資格喪失証明書」が必要	
	会計年度任用職員	非常勤講師 (週30時間勤務)	公立学校共済組合の短期組合員となり資格が引続きますが、組合員証の番号が変更になるため、4月に番号変更の手続きが必要です。	
		時間講師 (週10時間以内の勤務)	任意継続、国保又は家族の被扶養者 ^(※2) を選択し、いずれかに加入します。 ◆国保加入、被扶養者になるときは「組合員資格喪失証明書」が必要	
上記以外		フルタイム勤務	再就職先で健康保険制度に加入します。 ◆手続きについては再就職先で確認	
		短時間勤務	勤務時間数により、健康保険制度に加入・非加入が決まります。 ◆再就職先で確認が必要	

(※1) 国民健康保険

(※2) 被扶養者になるための条件は事前に確認が必要

1. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度に加入する場合

(1) 制度のあらまし

任意継続組合員制度は、組合員が退職後、一定期間内に任意継続組合員となる旨の申出をし、所定の掛金を納めることにより、任意継続組合員証を持つことができる制度です。(最長2年間)

また、この制度に加入した方の退職時の被扶養者も、収入等その資格要件が変わらない限り、任意継続組合員被扶養者証を持つことができます。

(2) 加入資格等

① 加入資格

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方

② 申し出及び掛金納入期限

退職した日から起算して20日以内

※令和5年度末退職の場合——令和6年4月19日（金）

③ 給付内容及び給付金の支払方法等

ア. 任意継続組合員証を交付します。被扶養者も資格要件が変わらない限り、そのまま、任意継続組合員の被扶養者になりますので、任意継続被扶養者証を交付します。

イ. 給付内容は、傷病手当金、出産手当金、休業手当金及び育児・介護休業手当金を除き、在職中と同じです。(傷病手当金については、P53・63参照)

ウ. 給付金は、在職中と同様に百十四銀行本支店の公立学校共済組合員専用通帳（総合口座）へ直

接振込みます。

(3) 申出手続

次のア～ウの書類を共済組合香川支部に提出してください。

「預金口座振替申込書」には、百十四銀行の確認印が必要です。香川支部に提出する前に必ず百十四銀行で確認印をもらってください。

「預金口座振替依頼書」は、百十四銀行に提出する書類です。確認印をもう際に併せて百十四銀行に提出してください。

ア. 任意継続組合員申出書……………(P 59の記入例参照)

イ. 任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書……(P 60の記入例参照)

ウ. 預金口座振替申込書
エ. 預金口座振替依頼書 } …… (P 61の記入例参照)

(4) 掛金の額等

任意継続組合員になったときは、任意継続掛金と介護任意継続掛金を納付することになります。

$$1 \text{ カ月につき} \left\{ \begin{array}{l} \text{任意継続掛金} = \text{標準報酬月額} \times 93.20 / 1,000 \\ \text{介護任意継続掛金} = \text{標準報酬月額} \times 16.00 / 1,000 \end{array} \right.$$

ただし、介護保険法に定める第二号被保険者（原則として40歳以65歳未満）に該当しない方については、介護任意継続掛金を納付する必要はありません。

(注) 令和6年4月1日からの掛金率が未定のため、令和5年4月1日の掛金率を記載しています。

① 掛金の額

1カ月分の掛金の額は、次の方法により算定した額のいずれか低い額です。

ア. 組合員の退職時の標準報酬月額 $\times \frac{93.20 + 16.00}{1,000}$

イ. 公立学校共済組合員の平均標準報酬月額 (※) $\times \frac{93.20 + 16.00}{1,000}$ (※令和6年度は380,000円)

② 掛金の納入日等

掛金の徴収は、資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までになります。ただし、資格を取得した月と、資格を喪失した月が同一月の場合は徴収をします。

また、納入日は次のとおりです。

ア. 初回納入分——令和6年4月5日（金）

イ. アの翌月以降の各月分——前月の22日

③ 掛金の振込方法

次の希望する方法により、各人が所持している百十四銀行県庁支店の公立学校共済組合員専用通帳（総合口座）から自動的に引き落しします。

払込方法	引落日等
1. 1年分を1回で前納する	令和6年4月5日（金）に翌年3月分まで引き落しする。一定の割引あり
2. 半年ごとに2回で前納する	令和6年4月5日（金）に同年9月分までを引き落しし、9月24日（火）に10月分から翌年3月分までを引き落しする。一定の割引あり
3. 毎月払いとする	令和6年4月5日（金）に4・5月分を引き落しし、5月以降は毎月22日（休日の場合は翌営業日）に引き落しする。

④ 掛金の前納制度

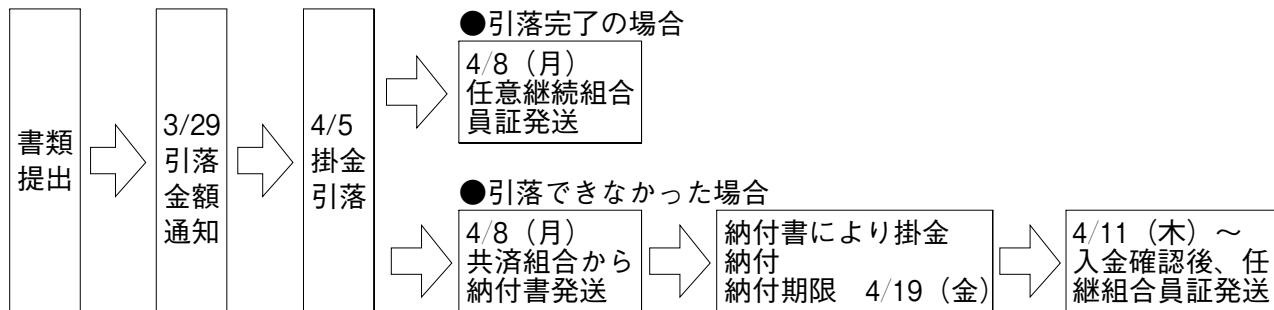
掛金は、一括前納することにより一定の割引を受けることができます。（下表参照）

なお、前納期間の経過前に再就職等の理由で任意継続組合員の資格を喪失したときは、請求により前納掛金のうち未経過期間に係るものは返還します。

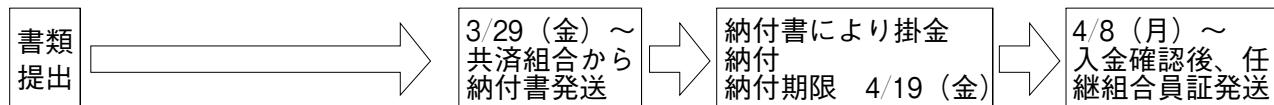
前納期間	掛金額（1ヵ月分）に乗ずる率
11ヵ月分	10.7869636
5ヵ月分	4.9512666
6ヵ月分	5.9318472

手続きの流れ

●3/27までに書類提出の場合



●書類提出が3/27以降の場合



(5) 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④は、その日）から資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 任意継続掛金及び介護任意継続掛金を期日まで納入しなかったとき。
- ④ 再就職して健康保険等に加入したとき。
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合香川支部に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

■注意■

再就職等で公立学校共済組合の組合員や他の健康保険等の被保険者になり、その後再就職先を退職したとき、又は任意継続組合員でなくなることを希望し任意継続組合員資格を喪失したときは、再び公立学校共済組合の任意継続組合員に戻ることはできませんので、ご注意ください。

(6) 資格喪失後の手続

- ① 任意継続組合員の資格を喪失したときは、速やかに「任意継続組合員資格喪失申出書」（この用紙は、共済組合香川支部にあります。）に任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証、特定疾病療養受領証等を含む。）を添えて共済組合香川支部に申し出てください。
- ② 任意継続組合員の資格を喪失した場合でも、出産費及び埋葬料の支給が受けられる場合があります。ただし、そのときは、附加給付は支給しません。（P63参照）
- ③ 資格喪失の際、療養の給付等を受けている方は、当該疾病に限り、資格喪失後6ヶ月の範囲内で共済組合から療養の給付を受けられる場合があります。（日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合）

(7) 被扶養者の資格確認

在職中は、被扶養者認定に際し、対象となる方の収入状況を確認のうえ被扶養者として認定をし、年1回、被扶養者の収入状況を再度提示いただき、被扶養者としての要件を備えているかどうかの資格確認を行っています。

任意継続組合員になった方の退職時の被扶養者も、引き続き、任意継続組合員被扶養者となりますので、在職中と同様に被扶養者の資格確認（2月初旬予定）を行います。

2. 家族が加入している健康保険の被扶養者になる場合

(1) 公立学校共済組合員（公立学校共済組合任意継続組合員を含む）の被扶養者になる

ア 現職の公立学校共済組合員の被扶養者になる場合

配偶者等が現職の公立学校共済組合員の場合、退職後の収入額が年額130万円（障害年金受給者又は60歳以上は180万円）未満であるとき、その組合員の被扶養者になることが可能です。

基礎年金の線上請求をした場合、年金額が180万円を超えることがあります。そのときは、被扶養者にはなれませんのでご注意ください。

※ 収入は、被扶養者にしようとするときの恒常的な収入の状況により算定します。従って、1月から3月までの給与収入が130万円又は180万円以上あった場合でも、退職後収入がないときは、被扶養者になることができます。

① 手続き

退職後、配偶者等の所属所を経て、「被扶養者認定申告書」を提出してください。退職辞令の写し、続柄のわかる戸籍謄本等が必要になります。（扶養手当の有無等、条件により他の書類が必要になることがあります。）

② 提出期限

退職から1ヶ月以内

収入以外にも同居・別居の別等、個々の条件により被扶養者としての認定要件が変わってきます。

詳しくは短期給付係にお問い合わせください。

イ 夫婦が同時に退職する場合

公立学校共済組合員の夫婦が同時に退職するとき、一方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方がその被扶養者になることが可能な場合があります。

双方の退職後の収入が関係しますので、短期給付係にお問い合わせください。

(2) 公立学校共済組合以外の健康保険の被扶養者になる

被扶養者になるための収入等要件が各健康保険によって異なり、被扶養者になれないことがあります。

配偶者等家族が加入している健康保険にお問い合わせください。

※ 手続きには、公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。(P53参照)

3. 国民健康保険に加入する場合

P64 「国民健康保険制度」を参照してください。

(1) 国民健康保険の保険料

国民健康保険の保険料は、加入者の所得、土地・家屋などの資産、世帯の加入者数に応じて算出される所得割、資産割、均等割額および世帯別平等割の合計額で計算されます。

所得割は、前年中の総所得金額が基になりますので、退職後すぐに加入する場合の保険料は、任意継続組合員制度に加入する場合の掛金額に比べて高くなることがあります。ただし、配偶者等が既に国民健康保険に加入している場合には、任意継続組合員制度に加入する場合の掛金額に比べて安くなる場合があります。

(2) 手続き

14日以内に居住地の市区町村役場に届出をします。

手続きには、公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。(P53参照)

居住地の市区町村にお問い合わせください。

4. 就職先の健康保険に加入する場合

退職後、再就職をし、再就職先で被用者保険に加入する場合は、任意継続組合員制度には加入できません。

再就職先の健康保険事務担当者にお問い合わせください。

組合員資格喪失証明書

次の場合は公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。発行を希望する場合は、「組合員（被扶養者）資格喪失証明書交付申請書」（P62の記入例参照）を提出してください。

- ア. 配偶者等、家族の健康保険の被扶養者になる場合
- イ. 国民健康保険に加入する場合
- ウ. 共済組合の被扶養者に認定されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）が組合員の退職に伴い国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になる場合
- エ. 退職した日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職後国民健康保険に加入し、6ヶ月以内に出産して出産費の直接支払制度を利用し、公立学校共済組合香川支部から出産費の支給を受けれる場合（医療機関提出用）

※ エの場合はア～ウと証明内容が異なりますので、証明書交付の申し出をする際、出産費の直接支払制度を利用する旨を申し出てください。

退職後の傷病手当金

○在職中から受給されている方

下記の支給要件の2, 3を満たせば、残余期間について引き続き給付を受けられます。

（附加給付はありません。）

○退職時点で受給されていない方

下記の支給要件を全て満たせば、給付を受けられます。（附加給付はありません。）

支給要件

- 1 退職日直前、病休・休職等で引き続き4日以上勤務していないこと。
- 2 「療養のため労務に服することができない」旨の医師の証明があること。
- 3 組合員期間が1年以上あること。

下記のとおり承認する	事務長	事務次長	副主幹	副主幹	係	決裁年月日	※発生年月日
						年 月 日	令和 6年 4月 1日

①任意継続組合員申出書 2 任意継続組合員資格喪失申出書

所属所名	所属コード	加入の申し出をする場合	生年月日及び性別	昭和・平成 年 月 日	男女
			退職年月日	令和 年 月 日	
組合員氏名	組合員証番号		退職時の標準報酬月額	級	円
			組合員期間	年 月	
			備 考		

資格喪失する申し合	申し出の理由			
	加入する社会保険	保険者の名称	保険証の記号番号	資格取得年月日
				令和 年 月 日
退職年月日	令和 年 月 日			

- 切り取り線
- ① 地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。
 - 2 地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第4号の規定により、任意継続組合員の資格を喪失したので関係書類を添えて届け出ます。
 - 3 地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第5号の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合香川支部長 殿

令和 年 月 日

日中連絡が取れる電話番号() - - -)

〒

住 所

申 出 者

氏 名

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定による期限(退職の日から20日以内)を経過した後に任意継続組合員申出書を提出する場合は、「備考」欄に申出が遅滞した事由を記入してください。

任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書

旧所属所名			旧所属コード		
フリガナ 氏名			男 女	組合員証番号	公立香
生年月日	昭和 年 月 日 平成		退職時の年齢	満 歳	
退職年月日	令和 年 月 日		退職時の 標準報酬月額	級 円	
組合員期間	昭和 年 月 ~ 令和 年 月 日 (年 月) 平成 令和				
納付方法	1. 1年分を1回で前納する 2. 半年ごとに2回で前納する 3. 毎月払いとする				
切り取り線 上記のとおり納付することを申し出ます。 令和 年 月 日 日中連絡が取れる電話番号 (- - -) 郵便番号 〒 - 住 所 氏 名					

(4.4.1)

任意継続掛金 4177000000
介護任意継続掛金 7000000418

預金口座振替依頼書

百十四銀行 御中

年 月 日

団体名		公立学校共済組合香川支部	会費等の種類	任意継続掛金 介護任意継続掛金
契約者名	住所	香川県高松市天神前6-1 (教育委員会健康福利課内)		
	氏名	公立学校共済組合香川支部長		

私は、公立学校共済組合香川支部に払込む任意継続掛金を口座振替により支払うこととしたいので、下記事項確認のうえ、依頼します。

1 口座振替預金者

住 所	〒 フリガナ 氏 名							銀行届出印	
振替口座	百十四銀行 支店				種 目	口 座 番 号			
	0	1	7	3	普通	1			

2 振替開始 団体の指定する月より

3 振 替 日 団体の指定する日

記

- 任意継続掛金の支払に関する預金口座振替契約について、公立学校共済組合香川支部から貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を上記の私の預金口座から引落しのうえお支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
- 預金の引落しにあたっては、預金規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
- 貴行の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に預金口座から引き落とされても差し支えありません。
- この契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知することなく解除されても異議はありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。

(取扱店保管)

検 印	印鑑照合	受 付 印

任意継続掛金 4177000000
介護任意継続掛金 7000000418

預金口座振替申込書

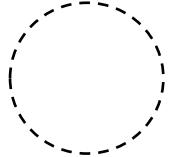
公立学校共済組合香川支部長 殿

年 月 日

団体名		公立学校共済組合香川支部	会費等の種類	任意継続掛金
				介護任意継続掛金
契約者名	住所	香川県高松市天神前6-1 (教育委員会健康福利課内)		
	氏名	公立学校共済組合香川支部長		

私は、上記の任意継続掛金を口座振替の方法により支払いたいので、請求書は百十四銀行へ送付ください。

1 口座振替預金者

住 所	〒 番 ()							銀行届出印 
	フリガナ							
	氏 名							
振替口座	百十四銀行 支店				種 目	口 座 番 号		
	0	1	7	3		普通	1	

2 振替開始 団体の指定する月より

3 振 替 日 団体の指定する日

所属所名	所属所コード
組合員氏名	組合員証番号

銀 行 確 認 印

(共済組合保管)

検 印	印鑑照合	受 付 印

組合員(被扶養者)資格喪失証明書交付申請書

令和 年 月 日

公立学校共済組合香川支部長 殿

所 属 所 名 :

組合員証番号 : 公立香

組合員氏名 :

退職に伴い、組合員(被扶養者)資格喪失証明書の交付を申請します。

1 退職年月日 令和 年 月 日

2 送付先 ① 自宅 ② 自宅以外

※自宅以外に送付を希望する場合は、送付先を記入してください。

送付先	〒
-----	---

記入例

下記のとおり承認する	事務長	事務次長	副主幹	副主幹	係	決裁年月日	※発生年月日 令和 6年 4月 1日
						年 月 日	

①任意継続組合員申出書 2 任意継続組合員資格喪失申出書

所属所名 ○○小学校	所属コード 60001	加入の申し出をする場合 退職年月日 退職時の標準報酬月額 組合員期間 備考	生年月日及び性別 昭和 平成 38 年 10 月 10 日 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
組合員氏名 公立太郎	組合員証番号 12345		退職年月日 令和 6 年 3 月 31 日
			退職時の標準報酬月額 24 級 440000 円
			組合員期間 38 年 0 月
			備考 退職時の標準報酬月額を記入

資格喪失の申し合 出をする場合 退職年月日	申し出の理由			
	加入する社会保険	保険者の名称	保険証の記号番号	資格取得年月日
				令和 年 月 日
		令和 年 月 日		

- 1 地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申します。
- 2 地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第4号の規定により、任意継続組合員の資格を喪失したので関係書類を添えて届け出ます。
- 3 地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第5号の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合香川支部長 殿

令和 6 年 3 月 31 日

日中連絡が取れる電話番号 090 - 1234 - 5678

〒 760-0017

住 所 高松市番町1-1-1

申 出 者

氏 名 公立 太郎

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定による期限(退職の日から20日以内)を経過した後に任意継続組合員申出書を提出する場合は、「備考」欄に申出が遅滞した事由を記入してください。

任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書

旧所属所名	○○小学校		旧所属コード	88888	
フリガナ 氏 名	コウリツ タロウ 公立 太郎	男 女	組合員証番号	公立香 8888888888	
生年月日 <small>昭和 平成</small>	43年10月31日		退職時の年齢	満 55 歳	
退職年月日	令和 5年3月31日		退職時の標準報酬月額	23級 410,000 円	
組合員期間	昭和 平成 63年4月～令和6年3月31日 (35年0月) 令和				
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 1年分を1回で前納する <input type="radio"/> 半年ごとに1回で前納する <input type="radio"/> 每月 手形 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 5px;">希望する番号を○で囲む</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">公務員として就職し、 共済組合員となった期間</div>				
上記のとおり納付することを申し出ます。					
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		日中連絡が取れる電話番号 (090 - 1234 - 5678) 郵便番号 〒 760 - 8582			
住 所 高松市天神前6-1 氏 名 公立 太郎					
年度末退職の場合は、3月31日。 それ以外は、正に申し出た日。					

記入例

預金口座振替申込書

百十四銀行で確認を受ける日の日付を記入してください。

公立学校共済組合香川支部 殿

令和△年△月△日

団体名	公立学校共済組合香川支部	会費等の種類	任意継続掛金 介護任意継続掛金
契約者名	住 所	香川県高松市天神前 6-1 (教育委員会健康福利課内)	
	氏 名	公立学校共済組合香川支部長	

私は、上記の任意継続掛金を口座振替の方法により支払いたいので、請求書は百十四銀行へ送付ください。

1 口座振替預金者

住 所	〒760-0017 高松市番町1丁目1番1号 ☎ 087(812)8456	銀行届出印	
フリガナ	コウリツ タロウ	公立	
氏 名	公立 太郎		
振替口座	百十四銀行県庁支店	種 目	口 座 番 号
	0 1 7 3 2 0 7	普通	1 0 / 2 3 4 5 6

2 振替開始 団体の指定する月より

3 振替日 団体の指定する日

共済組合員専用通帳の口座番号を記入してください。

所属所名	所属コード
○○小学校	60101
組合員氏名	組合員証番号
公立太郎	12345

銀行確認印

百十四銀行の確認印が必要です。
百十四銀行であれば、どこの支店でも確認が受けられます。

(共済組合保管)

記入例

組合員(被扶養者)資格喪失証明書交付申請書

令和 6年 3月 31日

公立学校共済組合香川支部長 殿

所 属 所 名 : ○○小学校

組合員証番号 : 公立香 12345

組合員氏名 : ○○○○

退職に伴い、組合員(被扶養者)資格喪失証明書の交付を申請します。

1 退職年月日 令和 6年 3月 31日

2 送付先 ① 自宅

② 自宅以外

※自宅以外に送付を希望する場合は、送付先を記入してください。

送付先	〒 760-0017 高松市番町1丁目1番1号 ○○様方
-----	------------------------------------

退職（任意継続組合員の資格喪失）後の短期給付

種類	給付要件	給付額	提出書類
出産費	1年以上組合員であった方が退職後（任意継続組合員は、その資格喪失後）6ヵ月以内に出産したとき。	注 48万8千円+ 1万2千円 ※産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合に加算	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出産費・同附加金請求書 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関発行の明細書（写し） ・直接支払制度利用に関する医療機関との合意文書（写し） ■ 出産費・同附加金差額請求書（直接支払制度を利用するとき） <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関発行の明細書（写し） ・直接支払制度利用に関する医療機関との合意文書（写し） ・資格喪失証明書を医療機関へ提出
	※退職後に加入した健康保険組合等から出産費（出産育児一時金）が支給される場合は、どちらかの出産費を選択して請求をしてください。両方に請求することはできません。		
出産手当金	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以上組合員であった方の出産日又は出産予定日が、退職日から42日（多胎妊娠の場合は98日）以内であるとき ● 1年以上組合員であった方が退職前に出産し、退職日が出産後56日以内のとき 	平均標準報酬日額×2/3×日数（土・日曜日を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出産手当金請求書（月単位で請求） <ul style="list-style-type: none"> ・出産についての医師の証明書 ・出産の予定日に関する医師の意見書
	<p>※出産日（出産予定日）以前42日（98日）から出産の日後56日までの期間給付。ただし、給料が減額されないときは支給しません。</p> <p>※支給期間内に他の被用者保険の被保険者の資格を取得したときは、その日以後の継続支給は行いません。</p>		
傷病手当金	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以上組合員であった方が公務によらない傷病により勤務に服することができず、傷病手当金を受給していて退職したとき ● 1年以上組合員であった方が在職中、給料が支給されているため傷病手当金の支給を受けないまま退職し、なお、引き続き労務に服することができないとき 	平均標準報酬日額×2/3×日数（土・日曜日を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傷病手当金請求書（月単位で請求）
	<p>※給付期間は1年6ヵ月以内。ただし、年金との調整あり。</p> <p>※支給期間内に他の被用者保険の被保険者の資格を取得したときは、その日以後の継続支給は行いません。</p>		
埋葬料	組合員が退職後（任意継続組合員は、その資格喪失後）3ヵ月以内に死亡したとき	5万円	<ul style="list-style-type: none"> ■ 埋葬料請求書 <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬許可証又は火葬許可証（写し） ・退職時に被扶養者でなかった方が請求するときは、埋葬に要した費用の領収書及び内訳書（原本）
	※組合員（任意継続組合員を含む。）であった方が死亡するまでの間に他の被用者保険の被保険者の資格を取得したときは、支給しません。		

(注)表中「1年以上組合員であった方」とは、退職日まで引き続き1年以上組合員であった方をいいます。

国 民 健 康 保 险 制 度

1. 制度のあらまし

この制度は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う制度です。（国民健康保険法第2条関係）

2. 被保険者

共済組合や健康保険など公的医療保険制度の適用者や生活保護を受けている方などを除く全ての方が被保険者となります。

3. 加入の届出

世帯主が居住地の市区町村に届け出ことになっています。

4. 窓口負担割合

	入院	外来
被保険者	保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）の3割に相当する額及び入院時食事療養費標準負担額	保険診療の費用の3割に相当する額

（注）6歳未満及び70歳以上の方を除く

5. 保険料（税）

保険料（税）は、その年に予測される医療費を基に各市区町村の実情に応じて決められます。また、その額は、原則として平等割、均等割、所得割及び資産割の各方法で算出されます。

6. 資格の喪失

共済組合健康保険など公的医療保険制度の適用を受けることとなったとき、死亡したとき又は生活保護を受けはじめたときは、資格を喪失します。

なお、これらの資格喪失に関する届出は世帯主が行います。

☆ 国民健康保険制度の詳細については、居住地の市区町村にお問い合わせください。

保 健 福 祉 事 業

<参考>

退職後、再就職する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム勤務	週20時間以上の勤務 (教職員)	週20時間以上の勤務(※) (教職員以外の公務員・ 民間勤務)	週20時間未満の勤務
	暫定再任用フルタイム勤務 育休任期付職員 等	暫定再任用短時間勤務 (20時間以上) 定年前再任用短時間勤務 (20時間以上) 臨時の任用職員 会計年度任用職員 (フルタイム) 会計年度任用職員(パート タイム20時間以上) 等	市町に雇用される会計年 度任用職員 民間企業での勤務 等	暫定再任用ハーフタイム 勤務 時間講師 等
健康保険	公立学校共済組合加入 (一般組合員)	公立学校共済組合加入 (短期組合員)	他の共済組合加入 又は 協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年 金	公立学校共済組合の 厚生年金に加入 老齢厚生年金等は、勤務 期間中は全部又は一部が 支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金 について、再任用期間 中でも年金額の一部を除 き、支給されます。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給さ れます。 (支給停止なし)
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。			
掛 金 (保険料)	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金・ 退職等年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	社会保険料が給与から控 除されます。 (健康保険・介護・厚生 年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	加入する制度により異な ります。 (厚生年金の負担はあり ません)
貸 付	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	利用できません。	任意継続組合員のみ、 高額医療貸付け及び出産 貸付けを利用できます。
人 間 ド ッ ク	現職と同様に利用できま す。 ただし、受診できるのは4月1日から引き続き資格 を保有している場合です。			利用できません。
香 川 県 教 職 員 互 助 会	加入します。(香川県費職員に限る。) 各種給付を受けることができます。 引き続き給与から掛け金が控除されます。			加入できません。

(※) 他の要件：①月額賃金が8.8万円（年収106万円）以上②2か月を超える勤務期間が見込まれている③学生でない
④従業員が100人超の企業
①～④のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますですが、該当するか否
かの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

宿泊・保養施設の利用



退職者には、在職中と同じ条件で宿泊・保養施設（以下「施設」という。）が利用できる「宿泊施設特別利用者証」を交付します。その内容は次のとおりです。

なお、任意継続組合員は、「宿泊施設特別利用者証」のほか、組合員証でも利用できます。

1. 利用者の範囲

組合員であった方とその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹。）

2. 利用方法

- (1) 施設に直接申し込みをしてください。
- (2) 施設に到着の際、「宿泊施設特別利用者証」又は組合員証を施設に提示してください。

3. 利用できる施設

- (1) 公立学校共済組合の施設
- (2) 次に掲げる共済組合などが経営する施設は、公立学校共済組合の組合員証又は「宿泊施設特別利用者証」を提示することにより、年金受給者ご本人のみ当該組合の組合員料金又はそれに準ずる料金でご利用いただけます。（家族の方は一般料金です。）
 - ・地方職員共済組合
 - ・警察共済組合
 - ・各市町村職員共済組合
 - ・文部科学省共済組合
 - ・東京都職員共済組合
 - ・都市職員共済組合
 - ・指定都市職員共済組合
 - ・日本私立学校振興・共済事業団
 - ・全国市町村職員共済組合連合会
 - ・防衛省共済組合
 - ・国家公務員共済組合連合会

4. 再交付

「宿泊施設特別利用者証」を紛失された場合は、再交付ができますので、保健担当（087-832-3794）までご連絡ください。

そ の 他

1. 財形貯蓄等の解約

財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄をしている方は、退職後は給与からの控除が無くなるため、金融機関への預け入れが停止しますので、契約をしている金融機関に連絡して解約等の手続きを行ってください。

【注意】（財形年金貯蓄）

財形年金貯蓄を積立中の方は、必ず積立期間の終期を確認してください。

積立期間が満了するより前に退職すると、積立金を年金で受取れません。（再就職先で給与控除を再開できるとき等、契約を継続できる場合があります。）

積立期間の変更は、最終の給与控除日より前（在職中）にしかできませんので、御注意ください。

積立期間の終期がわからないとき ⇒ 健康福利課 財形担当にお問合せください。

電話 087-832-3796

積立期間を変更したいとき ⇒ 契約先金融機関等に連絡してください。

その他解約等の手続き

2. 共済貸付金の償還

退職時に共済貸付金の未償還元利金があれば、退職手当から一括控除します。

ただし、未償還元利金が退職手当より多いときは、該当者に連絡しますので、不足額を納入期限までに払い込みください。納入期限を過ぎますと、利息が更に加算されます。

なお、市町費職員の方についても該当者の給与支給機関を通じ同様の取り扱いをします。

借用証書は、共済組合香川支部で償還金の入金を確認した後、借受人に返還します。

また、団体信用生命保険の解約手続きは、償還金の入金を確認した後、共済組合香川支部で行います。

※ 互助会貸付金は、退職手当から控除できません。詳細は、P71 「互助会貸付金の償還」 参照

3. WEB版QUPiO Plusの利用停止

退職後は、WEB版QUPiO Plusの利用ができなくなります。（任意継続組合員、被扶養者になる場合を含む。）

健康ポイントの商品交換もできなくなりますので、3月末までに商品交換するようにしてください。（4月は商品交換機能を停止します。）

4. 福祉保険制度（ファミリ一年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱い

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新※となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きができます。

なお、退職にあたって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保険制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保険制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続きを行ってください。

退職（組合員資格喪失）後の取扱い

福祉保険制度は、令和6年10月31日まで保障が継続し、
脱退のお申出がない場合は、自動更新*となります。

令和6年4月24日

令和6年5月～10月分の保険料の振替があります。

令和6年7月頃

更新日（令和6年11月1日）に関する福祉保険制度の案内書類を
ご自宅あてに送付します。

令和6年10月22日

令和6年11月分～令和7年4月分の保険料の振替があります。

令和6年11月1日

更新日

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

（ご参考①）<制度別の継続加入可能年齢>

制度名	継続加入可能年齢
ファミリ一年金	保険年齢84歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職月の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

- (注1) ファミリ一年金の死亡給付金は単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。
なお、脱退に伴い未経過保険料がある場合は返金されます。
- (注2) 保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
例：保険年齢75歳＝毎年11月1日現在満74歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月まで。

(ご参考②) <令和6年10月31日をもって、福祉保険制度を脱退した場合の配当金の取扱い>

1 每年受取型の方

令和4年度分（保険期間：令和4年11月1日～令和5年10月31日）は令和6年2月頃、令和5年度分（保険期間：令和5年11月1日～令和6年10月31日）は令和7年2月頃に登録口座への送金又は郵便払出証書により還付されます。

2 每年積立型の方

令和7年2月頃に登録口座への送金又は郵便払出証書により還付されます。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	10:00～16:00

5. アイリスプランの取扱い

区分	退職後継続	満60歳以上の退職者	満60歳未満の退職者
年金コース	不可	年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。	退職により制度から脱退となりますので、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。
医療・日常事故コース	可能	<p>退職による手続きはありません。 医療・日常事故コースは1年満期の共済制度です。</p> <p>医療入院コースは退職後も90歳まで更新することができ、66歳から掛金が変わります。</p> <p>日常事故補償コースは、年齢による掛金の変更もなく、一生涯継続することができます。</p> <p>退職を機に内容変更及び、次年度の継続をしない場合は、毎年10月下旬に送付される満期のお知らせに同封の「契約変更届（毎年11月中旬頃に締切）」に必要事項を記入のうえ、送付してください。</p> <p>また、年度途中の解約を希望する場合は教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。</p> <p>住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（ハンドブック綴込みのはがき）」の該当欄に、記入、押印のうえ、送付してください。</p>	満60歳以上の退職者と取扱いは同じです。
介護保障コース	可能	退職による手続きはありません。掛金が月払いの場合は、掛金の払込みは60歳に達する年度で終了となります。住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（毎年の契約内容のおしらせに同封のはがき）」の該当欄に記入、押印のうえ、送付してください。	

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	



退職後も健康管理を続けましょう！



「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の方を対象に、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

- 任意継続組合員等、医療保険者が公立学校共済組合の方には、6月下旬～7月中旬に無料で特定健康診査を受けられる「受診券」を送付します。
＊「がん検診」（大腸・胃・肺・子宮・乳）については、お住まいの市町役場へお問い合わせ下さい。
- 個人で人間ドックを受診する時に「受診券」を提示することで、一部の健診機関では値引きを受けることができます。詳しくは、健診機関にご確認ください。この場合は、結果の提出は必要ありません。

【参考】共済組合が人間ドックを契約している健診機関の場合（R5.4.1現在）

健診機関名	値引き額	健診機関名	値引き額
香川成人医学研究所	7,150円	オリーブ高松メディカルクリニック	7,150円
さぬき市民病院	7,150円	総合病院回生病院	6,600円
香川県予防医学協会	7,150円	りつりん病院	7,150円
滝宮総合病院	7,150円	MIRAI病院	7,000円
まるがめ医療センター	7,150円	西高松脳外科内科クリニック	8,680円

「受診券」を使わずに、お勤め先等で受けた健康診断や人間ドックの結果（写）を提出していただいた場合、QUOカード（1,000円分）をお送りしますので、共済組合（087-832-3794）までご連絡ください。

特定健康診査

主な検査項目

検査項目	検査の内容
身体計測	身長、体重、腹囲、BMIを測ります
診察等	視診、触診、聴打診などを行います
問診（質問票）	現在の健康状態、生活習慣等を伺います
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます
血中脂質検査	中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します
肝機能検査	肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1cを測定します
尿検査	腎臓、尿路の状態を調べます

- 医師の判断によって、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査が追加されます。

特定保健指導

特定健康診査でメタボリックシンドロームの危険があると判定された場合に実施します。リスクに応じて、「動機付け支援」、「積極的支援」に分けられ、保健師や管理栄養士などの専門家からアドバイスを受けながら、健康的な生活習慣を身につけていきます。

互 助 会

(県費職員のみ対象)

<参考>

退職後、再就職する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム勤務	週20時間以上の勤務 (教職員)	週20時間以上の勤務(※) (教職員以外の公務員・ 民間勤務)	週20時間未満の勤務
	暫定再任用フルタイム勤務 育休任期付職員 等	暫定再任用短時間勤務 (20時間以上) 定年前再任用短時間勤務 (20時間以上) 臨時の任用職員 会計年度任用職員 (フルタイム) 会計年度任用職員(パート タイム20時間以上) 等	市町に雇用される会計年 度任用職員 民間企業での勤務 等	暫定再任用ハーフタイム 勤務 時間講師 等
健康保険	公立学校共済組合加入 (一般組合員)	公立学校共済組合加入 (短期組合員)	他の共済組合加入 又は 協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年 金	公立学校共済組合の 厚生年金に加入 老齢厚生年金等は、勤務 期間中は全部又は一部が 支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金 について、再任用期間 中でも年金額の一部を除 き、支給されます。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	日本年金機構の 厚生年金に加入 標準報酬と年金額によっ ては、老齢厚生年金等の 全部又は一部が支給停止 になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給さ れます。 (支給停止なし)
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。			
掛 金 (保険料)	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金・ 退職等年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	引き続き給与から控除さ れます。 (短期・介護・厚生年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	社会保険料が給与から控 除されます。 (健康保険・介護・厚生 年金) ※介護は40歳以上65歳 未満 ※厚生年金は70歳未満	加入する制度により異な ります。 (厚生年金の負担はあり ません)
貸 付	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	次の3種類が利用できま す。 ①特別貸付け 臨時に資金を必要とす るとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象と なる療養にかかる支払 資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費 の支給対象となる出産 にかかる支払資金が必 要なとき	利用できません。	任意継続組合員のみ、 高額医療貸付け及び出産 貸付けを利用できます。
人 間 ド ッ ク	現職と同様に利用できま す。 ただし、受診できるのは4月1日から引き続き資格 を保有している場合です。			利用できません。
香 川 県 教 職 員 互 助 会	加入します。(香川県費職員に限る。) 各種給付を受けることができます。 引き続き給与から掛け金が控除されます。			加入できません。

(※) 他の要件：①月額賃金が8.8万円（年収106万円）以上②2か月を超える勤務期間が見込まれている③学生でない
④従業員が100人超の企業
①～④のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますですが、該当するか否
かの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

退職賃別金の給付

会員期間が2年以上の方が退職したときは、会員期間に応じて下記のとおり退職賃別金が支給されます。

退職賃別金の給付は、令和6年6月10日に公立学校共済組合員専用通帳（総合口座）に振り込む予定です。

「退職賃別金請求書」（記入例参照）は全員提出してください。ただし、育休任期付職員及び臨時的任用職員が引き続き教諭等に採用された場合や、現在再任用の方で、4月以降もフルタイム再任用職員として勤務される方は、提出の必要はありません。

◎退職賃別金給付

会員期間	退職賃別金額
10年未満の者	20,000円
10年以上25年未満の者	30,000円
25年以上の者	50,000円

その他の

会員証の返還

互助会の会員証（紫色のカード）を互助会へ返還してください。

カードは、「退職賃別金請求書」の提出の際に添付していただいても、かまいません。

互助会貸付金の償還

退職時に互助会貸付金の未償還元利金がある場合は、退職日後に納付書をご自宅あて送付しますので、必ず納入期限（令和6年4月24日（水））までに最寄りの金融機関で払い込んでください。（互助会貸付金の未償還元利金は、退職手当から控除できません。）

思い出記念旅行補助金認定通知書

原則、互助会事業は会員に限り、ご利用いただけます。会員資格喪失後（退職後）は、互助会事業をご利用いただけなくなりますが、思い出記念旅行に限り、退職日に会員期間が25年となる会員は、「思い出記念旅行補助金交付申請書」を退職日の日付で提出していただければ（互助会の受理期限は退職日から2ヶ月以内）、「思い出記念旅行補助金認定通知書」を発行し、ご本人へ交付しています。

なお、この場合の有効期限は退職後、1年以内（令和5年度末の退職者は令和7年3月30日まで。3月30日に出発すれば可）となります。

記入例

承認	常務理事	事務局長	出納主任			係	決裁
							年月日

(第17条関係)

識別		退職賃別金請求書						退職(転出)年月日						
年号	年	月	日	31	5	0	6	0	3	3	37			
1 3	8	1	1											
所属所名		所属コード		資格取得年月日				平成6年4月1日						
OO小学校		5 6 0 1 0 1 9		退職(転出)年月日				令和6年3月31日						
会員氏名		会員番号		性別	退職者生年月日				※決定金額					
福利太郎		1 2 3 4 5 14			年号	年	月	日						
性別		16	(男1) 女2	3	18 3	9	0	1	0	1	23	24		
請求金額		50,000円		会員期間	30年0月		備考							
(死亡退職者のみ記入してください。)														
フリガナ 請求者氏名			続柄	送金先銀行				口座番号						
				銀行				支店						

上記のとおり請求します。

一般財団法人 香川県教職員互助会理事長 殿

令和6年3月31日

住所 高松市番町1丁目1番1号

請求者

氏名 福利太郎

※印欄は記入しないでください。※年号は次のコード番号を記入してください。 昭和→3 平成→4 令和→5

※退職賃別金の金額：会員期間10年未満 20,000円、10年以上25年未満 30,000円、25年以上 50,000円

※退職賃別金の給付は、請求から約2ヶ月後の10日に公立学校共済組合員専用通帳に振り込む予定です。

承 認	常務理事	事務局長	出納主任			係	決 裁
							年 月 日

(第17条関係)

識 別			
1 3	8	1	1

退職 館 別 金 請 求 書

退職(転出)年月日			
年号	年	月	日
31			37

所 属 所 名	所 属 コ ー ド	資 格 取 得 年 月 日				年 月 日						
	5 9	退 職 (転 出) 年 月 日				年 月 日						
会 員 氏 名	会 員 番 号	性 別	退職者生年月日				※ 決 定 金 額					
	10 14	16 男 1 女 2	年号	年	月	日	24				30	
請求金額	円	会員期間	年	月	備考							
(死亡退職者のみ記入してください。)												
フリガナ 請求者氏名	続柄	送金先銀行				口座番号						
		銀行				支店						

切り取り線
上記のとおり請求します。

一般財団法人 香川県教職員互助会理事長 殿

令和 年 月 日

住 所

請 求 者

氏 名

※印欄は記入しないでください。 ※年号は次のコード番号を記入してください。 昭和→3 平成→4 令和→5

